九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

南朝の貴族と豪族

越智，重明

https://doi.org/10.15017/2334027

出版情報：史淵. 69, pp.1-55, 1956-06-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

南朝の貴族と豪族

越智重明

目次

はしがき
一　貴族
（a）東晉期の寄生官僚的性格
（b）南朝期の寄生官僚的性格
（c）経済的側面から見た寄生官僚的性格
二　江東豪族諸氏の主領たち
（a）東晉初期の力の限界と意識
（b）東晉初期の軍事的機能発揮
（c）東晉中期以後の力の限界と意識及び軍事的機能発揮
三　南朝貴族と江東豪族諸氏の主領たちとの対峙
（a）官職上
（b）通婚上
むすび

はしがき

東晉成立にその生成の端を発する南朝貴族は、豪族とは明かに一線を引くべきものとなつた。貴族と高官職にある豪族とは、支配者として庶民に対する距離感を等しくし、その（貴族的）教養といつた方面でも共通したものをもつていた

が、それにもかかわらず政治上社会上必ずしも融和融合すること無く、むしろ基本的には対立していたと考えられる。こうした対立の意識はとくに貴族側に強く見られる。

本稿では両者のこうした対立のもつ歴史的意義について検討を加えて見たい。ただし、豪族の政治的社会的性格には地域差があるので、ここでは江東豪族とくにその諸氏の主領（的人物）をとりあげることとする。

一　貴　族

（a）東晉期の寄生官僚的性格

西晉末以来故土をすて、陸続と南下した中原の貴族はおおむね東晉朝臣として活躍するに至つたが、その一部（及びその子孫）は東晉朝の権力中枢にあり高貴の官職をえて東晉貴族となつた。

この東晉貴族には最初寄生官僚というべきものと必ずしもそうでないものとがあつたが、後者は次第にその存在が認められなくなり、おそくとも東晉後期、東晉貴族はすべて寄生官僚となつたと考えられる。以下それを具体的に証して行くこととする。

まず、最初から寄生官僚というべきものとして琅邪王氏をとりあげると、晉書巻九十八王敦伝に、

（元）帝初鎮江東、威名未著。（王）敦與從弟（王）導等、同心翼戴、以隆中興。時人、爲之語曰、『王與（司）馬、共天下。』

とある。当時琅邪王氏の代表的人物はここに見える王敦と王導とであるが、まず文人貴族官僚王導をとりあげると、明帝の皇后は庾氏から出で、明帝の崩後はその生むところの成帝・康帝が相ついで位に即いた。晉書巻七十三庾亮伝に、

明帝即位。以（亮）爲中書監。亮上書、讓曰、『……複、以臣領中書。臣領中書、則天下以私矣。何者、臣於陛下、后之兄也。……』云云。

とあり、明帝が崩じ、幼主成帝が立つと、

太后臨朝。政事、一決於亮。

とある。太后は成帝の咸和三年（A. D. 328）三月崩じたが、晉書巻七十三何充伝に、

庾冰兄弟、以舅氏輔王室。權侔人主。慮易世之後、戚屬転疎、將爲外物所攻。謀立康帝。即（成）帝母弟也。毎説、『国有彊敵、宜須長君。』帝從之。……既而康帝立。云云。

とあつて、成帝の時の庾氏勢力が（庾太后の崩後も）その外戚関係にささえられていたことが知られるのである。

庾亮が王導を圧したのはまさに成帝の時のことである、資治通鑑巻九十六晉咸康四年（A. D. 338）六月の条を見ると、

庾亮與都鑒牋曰、『……人主、春秋既盛。宜復子明辟。（然、王導、）不稽首歸政。甫居師傅之尊、多養無賴之士。公與下官、竝荷託付之重。大奸不掃、何以見先帝於地下乎。』欲共起兵廢導。鑒不聽。是時、亮雖居外鎮、而遥執朝廷之権。既拠上流、擁彊兵。趨勢者多歸之。

とある。それに対し導は、

導内不能平。常遇西風塵起。挙扇自蔽。徐曰、『元規（亮の字）塵汚人。』

とあるだけで、内に不平をいだきつつも亮に政治的に対抗し得る何物ももたなかつた。

導一族は東晉末安帝の時始めて皇后を納れたに過ぎないが、[1]そこには王導が皇帝のもとに発生した対抗勢力の成長を抑圧しえなかつたこととともに、かれの政治的勢力が「外戚」のもつ政治的勢力に容易に屈せざるを得なかつたことが知られよう。

ところが、晉書巻六十五王導伝に、

初、西都覆没。海内思主。羣臣及四方、並勸進於（元）帝。時、王氏彊盛、有専天下之心。（王）敦憚帝賢明、欲更

議所立。導固争。乃止。

とある。元帝は当時南渡の帝族中最も有為有能の人物であり、(2)従ってこれは王導が皇帝権力の確立に自己の政治的生命を托したことを示すとしなければならない。

また、王敦の(第一次)挙兵は元帝側近にあつて王氏を疎忌した劉隗・刁協らを討つのが目的であつた。これに際しての王導の本心は、廿二史劄記巻七王導・陶侃二伝、褒貶失当の項で、趙翼が当時の王導（・王彬ら）の意図行動を説明し、その結論として、

是、更、以敦称兵為匡救朝廷之失。可見。是時、導雖不欲敦移国祚、而欲敦誅刁・劉、則其肝膈本懐。

とあるが、王敦の成功を願い、敦の勢を借りて己に異る朝臣を誅除するにあつた。ところで、王敦が次第に受禅の意を明かにした際、導はその去就を必ずしも明かにしなかつたが、敦の疾甚だしく明帝が敦を討つ意を明かにするに及び、導は大都督として敦討滅の主導性をにぎり、資治通鑑巻九十三晉太寧二年（A. D. 324）七月の条に、

司徒導遣（王）含書曰、『…諸有耳者、皆知將爲禪代。（禪代）非人臣之事也。兄乃欲妄萌逆節。凡在人臣、誰不憤歎。導門小大。受国厚恩。今日之事、明目張胆、爲六軍之首。寧爲忠臣而死、不爲無頼而生矣。』

とある。王含は王導、王敦らの族人で王敦陣営の要人であつた。さらに同月の条に、

司徒導等、皆以討敦功、受封爵。

とある。かくて、王導は官僚としての自己の地位の確立にはいかなる手段をもこばむことなく、また皇帝権力への依存の為には族的結合の分解もまたやむなしとしたのが知られる。

以上考察したように、王導が、自己の政治的勢力が外戚のもつ勢力に左右されるほど安定性を缺いだにもかかわらず、自ら、あるいは同族を頂点とする政治権力の独立をめざすよりも、皇帝権力の確立に自己の政治的生命を托し、しかもそ

れへの依存を族的結合にこえるものとしたことは、かれが寄生官僚として皇帝権力下の独立性に乏しかつたことを示唆しているのである。

次に、武人貴族官僚王敦をとりあげると、

資治通鑑巻九十二晉太寧元年（A.D.323）の条に、

敦欲彊其宗族、陵弱帝室。冬、十一月、徙王含爲征東将軍・都督揚州江西諸軍事、王舒爲荊州刺史・監荊州沔南諸軍事、王彬爲江州刺史。

とある。

そこには王敦一族の州鎮長官就任が、敦の勢力の基盤をなしたことが示唆されているが、王敦と荊州刺史との関係を見ると、かれは大興元年（A.D.318）以来永昌元年（A.D.322）のかれの挙兵時迄自ら荊州刺史（荊州牧を含む）となり、挙兵成功後はそれに一族の王廙・王含・王舒をつぎつぎに任命している。次に、江州刺史との関係を見ると、かれは建興三年（A.D.315）の就任以来挙兵後も依然として江州刺史（江州牧を含む）を兼ね、やがて一族の王彬をそれに任命しているのである。（王舒・王彬は王敦歿時までその任にあつた。）最後に、揚州刺史との関係を見ると、かれはかれの挙兵成功後、太寧元年（A.D.323）四月、自ら揚州牧を領し、以てその死に至つている。

王敦勢力の政治的性格がその軍事的独裁制にあつたのは明かであるが、こうした荊・江・揚長官独占が敦の勢力の基盤になつていたのは察するにかたくない。

ちなみに、王敦にとり、荊江と揚とのもつ比重を考えると、敦は建康朝権をにぎつてのち、直ちに武昌に帰り、その後姑孰に鎮し干湖に屯し、ついにそこで死している。このことは、本文後述の晉書王敦伝の敦が病甚だしかつたときの記事とともに、敦にとり、荊江軍事力のもつ重要性が揚州のそれに比しはるかに大きかつたことを示すといえよう。

ところで、東晉南朝を通じ各州鎮長官のもつ独立性は極めて広範且つ高度のものであり、治民・財政・兵馬の実権をに

ぎり、隠然一独立国のごとき観があつた。(4) 資治通鑑巻一百二十八宋孝建元年の条に、

初晉氏南遷、以揚州爲京畿。穀帛所資皆出焉。以荊・江爲重鎮、甲兵所聚、尽在焉。常使大將居之。三州戸口、居江南之半。上(宋の孝武帝を指す)惡其彊大。故欲分之。云云。

とあるが、当時、荊・江（の州鎮）長官のもつ独立性―軍事的威力はそうしたなかでも断然他を圧していたといえる。王敦勢力の独立的性格はそこに求めらるべきであろう。しかし、敦がそうした（官僚）機構をふまえていたとしても、そのことは敦個人が（官僚として）独立的性格を背後に有したことを必ずしも意味するものではない。

それに関聯して晉書王敦伝に、

敦無子。養含子應。及敦病甚、拜應爲武衛將軍。以自副。錢鳳謂敦、曰、『脫其不諱、便當以後事付應。』敦曰、『非常之事、豈常人所能。且、應年少。安可當大事。我死之後、莫若解衆放兵、歸身朝廷、保全門戸。此計之上也。退還武昌、收兵自守、貢獻不廢、亦中計也、及吾尚存、悉衆而下、萬一僥倖、計之下也。』云云。

とある。このことは敦勢力の基盤が荊・江長官独占にあつたことに関し右に述べたことを傍証するとともに、個人としての敦勢力が東晉の国家組織のうちに埋没すべき性格を有したこと、すなわち敦が寄生官僚であつたことを示唆しているといえよう。寄生官僚（的）であるということは、換言すれば在地豪族勢力との関聯が稀少（あるいは皆無）であるということであるが、官僚貴族としての琅邪王氏に西晉時代、在地豪族勢力がどの程度まで強大であつたか不明である。しかし、宋書巻三十五州郡志一南徐州の項に、

晉乱、琅邪国人、隨元帝過江千餘戸。太興三年（A. D. 320）、立懐德縣丹楊。雖有琅邪相、而無此地。成帝咸康元年（A. D. 335）、桓温領（琅邪）郡、鎮江乗之蒲洲金城。上求、割丹楊之江乗縣境、立郡。

とあり、晉書巻十五地理志下徐州の項に

琅邪国人、隨（元帝）過江者。遂置懐徳縣及琅邪郡、以統之。

とある。かくて、元帝に従つて渡江した千余戸の人々が（南）琅邪郡と懐徳県とに統べられたことが知られる。こうした千余戸の人々は琅邪王氏のかつての郷党であり、そこに自族も含まれていたことが想像される。

ところが、例えば、晉書巻八十一羊鑒伝に、

（鑒）累遷太子左衛率。時徐龍反叛。司徒王導以、『鑒是龍州里冠族。必能制之。請遣北討。』鑒深辭。『才非將帥。』太尉郗鑒亦表謂、『鑒非才。不宜妄使。』導不納。強啓授征討都督。云云。

とあるように、東晉朝の要臣として在地豪族勢力の糾合を図つたにもかかわらず、王導自らが、懐徳・（南）琅邪における自族・郷党の在地勢力を頼つた事例を見ず、あくまで荊江勢力に依存した王敦の場合も同様であつた。

右は本文後述の元帝・王氏らが江東豪族の既得権益になんら手をつけえなかつたことと相まつて、初期琅邪王氏の活躍に少くとも自らの在地豪族勢力が基盤となつていないことを物語るといえよう。

次に考えるべきは、王導・王敦らが他氏の在地豪族勢力を糾合して、自らを頂点とする独自の権力を組織し得なかつたことである。

文人貴族官僚である王導がそうした能力をまつたく缺いでいたのは明かなことである。

王敦は、晉書王敦伝に、かれの叛するや、

敦以沈充・錢鳳爲謀主。諸葛瑤・鄧嶽・周撫・李恒・謝雍爲爪牙。

とある。そこに見える人物のうち、江東豪族の代表者的人物と考えられるものは沈充だけである。ところで沈充は、晉書巻七十六虞潭伝に、

（前略）會々王含・沈充等攻逼京都。（宗正虞）潭遂於本縣、招合宗人及郡中大姓、共起義軍。衆以萬數。自仮明威

將軍。乃進赴国難、至上虞。明帝手詔潭爲冠軍將軍、領會稽内史。譚即受命。義衆雲集。云云。

とあるが、江東豪族の代表者的存在というよりむしろ江東豪族群と対峙するものであつた。

沈充のほかに敦がその傘下引入れに一応なりとも成功した江東豪族の代表的人物は陸玩・顧衆の二名だけであつた。陸玩は、晉書巻七十七陸玩伝に、

徵拜侍中。以疾辭。王敦請爲長史、逼以軍期。不得已、乃從命。……（王）敦平。尚書令郗鑒議、『敦佐吏不能匡正姦惡、宜皆免官禁錮。』會々温嶠上表申理、得不坐。復拜侍中、遷吏部尚書。

とある。敦勢力の中心にあつたものはすべて誅殺され、郗鑒が免官禁錮すべきを説いたのは事実上やむをえず敦に従つた人々である。やむをえず敦に従つた陸玩が敦傘下でどのような活躍をしたか明かでないが、右の記事から推測しても極めて消極的で決して敦勢力のささえとならなかつたであろう。

次に、晉書巻七十六顧衆伝を見るに、

敦平、除太子中庶子、爲義興太守。加揚威將軍。

とある。それに類われるように、衆は敦傘下で決して活躍しておらず、敦勢力のささえとなつていないのである。

ところで、敦は当時江東豪族の代表者的地位にあつた周札（及びその兄弟の子）・甘卓を殺し、さらに晉書巻六十九戴若思伝に「（敦、若思を害す。）若思は素より重望あり。四海の士、痛惜せざる莫し。」とある江東豪族の一代表者戴若思をも害している。本文で後述するように、当時、江東豪族の地縁的連繋力は相当強く、こうした敦の行動が、江東豪族（群）の心服をかちえない原因となつたことは察するに余りがある。

また、敦が荊江豪族の代表者的人物を自己を頂点として組織しえたこともない。

王導・王敦両人の行動は官僚としての琅邪王氏の行動を代表するが、このように見てくると、東晉成立期乃至初期の琅

邪王氏が寄生官僚というべき存在であつたことが理解されよう。

琅邪王氏のこうした寄生官僚的性格は東晉南朝を通じて変ることはなかつた。いま東晉中・後期(から南朝始にかけて)の琅邪王氏と陳郡謝氏との対立を通じ、同時代の王氏の寄生官僚的性格の一端を見てみよう。

南北史表に、

陳郡謝氏、陽夏人。不知所本。晉有豫章太守鯤・太常卿裒。最知名。

とある。鯤・裒の祖纘は典農中郎将、父衡は国子祭酒であるが、それ以前の世代は正史に専・附伝も無く不詳である。東晉初期同氏は決して上流貴族に入るとはいい得ない。それにもかかわらず、裒の子孫が主流となつて、南朝において琅邪王氏と併称される名族となつたのは、一に東晉中期末における謝安・謝玄の王導とならぶ国家への勲功と、その代償としてえた高官職が基礎となつたのである。

この際、晉書巻七十九謝琰伝に、

(前略)(琰)又遭母憂。朝廷疑其葬礼。時議者云、『……謂、宜資給葬禮、悉依(謝)太傅故事。』先是、王珣娶萬女、珣弟珉娶安女。並不終。由是、與謝氏有隙。珣時爲僕射。猶以前憾、緩其事。琰聞恥之、遂自造轀輬車、以葬。議者譏之。

とあり、宋書巻四十二王弘伝に、

(王弘)奏弾謝靈運曰、『……世子左衛率康樂縣公謝靈運力人桂興、淫其嬖妾。殺興江涘、弃尸洪流。事發京畿、播聞遐邇。宜加重劾、肅正朝風。……請以見事、免靈運所居官。上台削爵土、収付大理治罪。御史中丞都亭侯王准之、顯居要任。邦之司直。風声噂喈、曾不弾挙。若知而弗糾、則情法斯撓。如其不知、則尸昧已甚。豈可復預班清階。式是国憲、請免所居官。以矣還散輩中。……』高祖令曰、『靈運免官而已。餘如奏。』

とあることは注目に価する。王珣は導の孫で尚書令となつた人物であり、また、その五子弘・虞・柳・孺・曇首は何れも宋の世に高名があり、遂に南朝を通じ珣の子孫が琅邪王氏の正統と目されたものである。一方謝玟は謝安の子であり、謝靈運は謝玄の孫で東晉代その封康楽公を嗣いだものである。右の不和の事実の存在にもかかわらず、王氏が客観的に謝氏―寄生官僚たる―の隆盛をこばみ得なかつたことは、東晉中・後期琅邪王氏に寄生官僚的性格が強く存したことを無視しては説明しがたい。

なお、こうした見解をより確実なものとする為には、経済的側面からの証明を要するが、それについては後に証する。

以上琅邪王氏の寄生官僚的性格について見て来たが、東晉初期、貴族がすべて寄生官僚であつたわけではなく、貴族であると同時に、在地豪族たる同氏の主領（的人物）であつて、独立的性格を強くもつていたものもある。しかし、中・後期となるに及んで貴族で同時に在地豪族たる同氏の主領（的人物）であるといえるものは、次に述べる郗鑒の家門以外に想定出来ない。

ここに、郗鑒の家門の在地豪族的性格を問題とすると、

郗鑒は塢主であるが、佐久間吉也氏の研究によれば、塢主には二つの型がある。一つは塢衆とともに生活し官憲と関係なく生命を完うするものであり、他は積極的に官憲に近ずき官位を求める場合であつて、正史にのつているのは大概後者に属する。[5] 郗鑒は後者の典型的一例であつて、東晉成立前後より東晉初期を通じて活躍し、最後には京口に城いてここにいたが、南昌県公に封ぜられ、太尉・徐・兗二州刺史として薨じている。

後者の場合、東晉初期、皇帝は塢主のもつ（本来私属的傾向の強いしかも官的なものに擬せられている）将吏―同族の一部を含む―兵衆の継承に関して干渉し継承を機として自らそれらに対する直接的支配権を確立しようとする動きを示している。[6] こうした動きのなかで、郗氏主流は少くとも結果的に見て、鑒の死後、鑒が地方長官として有した、本来私属

的傾向の強いしかも官的なものに擬せられた将吏・兵衆の支配権を失つたことが窺われる。(一) 果してそうとすれば、それは郗氏主流にとり、自らが主領たるべき在地豪族としての郗氏勢力、とくにその人的方面での勢力減少を意味することとなろう。(郗鑒の将吏・兵衆に純然たる官的なものの存在は考えられない。)

しかし、鑒の死は必ずしもその塢の存続を否定するものでなく、また右の事実があつたとしてもそのことは、郗氏主流が京口における在地豪族の主領的性格をすべて失つたことを示しているものではない。事実、晉書(巻六十七)郗愔伝に、

何充輔政、征北将軍褚裒鎮京口、皆以愔為長史。大司馬桓温以愔與徐・兗有故義。乃遷愔都督徐・兗・青・幽・揚州之晉陵諸軍事・領徐・兗二州刺史、仮節。

とある記事は、郗愔が(塢主的性格すなわち)在地豪族の主領的性格を鑒の死後、少くとも右の徐・兗二州刺史任命時迄依然として有していたことを証するであろう。

鑒の嗣は愔であり、愔の長子は恐らく超であるが、郗氏中貴族に属するものはこの郗氏主流だけである。ここに愔・超が在地豪族の主領的性格を喪失し、しかもそれが貴族としてのかれらの行動に支障を来さなかつた次第を検討して行こう。

その検討にあたり、まず晉書(巻一百)蘇峻伝を見ると、

(前略)至是、有鋭率萬人。器械甚精。朝廷以江外寄之(歴陽内史蘇峻を指す)。而峻頗懐驕溢。自負其衆、潜有異志。撫納亡命。得罪之家有逃亡者、峻輒蔽匿之。衆力日多。皆仰食縣官。

とあるが、通常塢主がその塢勢力すなわち在地豪族勢力を強化する為には、(地方)官僚機構に依存するを得策とした。愔が塢主としてその在地豪族勢力の強化発展につくす意がある限り、京口を鎮所とする徐・兗二州刺史たるを最も有利としたのは自ら明かである。(なお、愔がもし塢主でなかつたとしても、その在地豪族勢力の強化発展に徐・兗二州刺史在任が最も有利なことは同様である。)

ところが、郗愔伝には続いて、

雖居藩鎮、非其好也。

とある。これは直接には愔が用武の藩鎮長官[8]たるを忌んだことを示すのであるが、そこには、文人貴族官僚愔が軍事に携わるを忌んだことと相応ずるものとして、かれが京口における、自らを主領とする在地豪族勢力の維持発展の意図を有しなかつたのが物語られているとされよう。

同伝に、愔の徐・兗二州刺史就任以前のこととして、「後、疾を以て職を去る。乃ち章安に宅ひ、終焉の志有り。十許年間、人事頓絶す。」とあり、その離任後のこととして、「年老ひたるを以て骸骨を乞ひ、因りて会稽に居す。云云。」とあるが、褚裒と桓温とにより京口に住せしめられたほか、愔は起家以来たえて自ら京口に住したことは無かつた。このことは右に述べたことを傍証するものがあろう。

京口における、自らを主領とする在地豪族勢力の維持発展の意図の無かつたことは郗超においても同様であつて、晉書巻六十七郗超伝に、

時、愔在北府。徐州人多勁悍。温恒云、『京口酒可飲、兵可用。』深不欲愔居之。而、暗於事機。遣牋。（中略）[9] 超取視、寸寸毀裂。乃更作牋、自陳。『老病甚、不堪人間。乞閑地自養。』温得牋大喜、即転牋為会稽太守。

とあるように、超は（先に愔を徐・兗二州刺史に任命したときとは変つた）桓温の意を察し、その父愔の京口離任を実現すべく努力し、ついにそれに成功しているのである。[10] なお、愔がこうした超の行動に反対したことは、少くとも現存の史料では考え難い。

さて、塢主郗鑒の官僚としての行動が在地豪族としての郗氏の主領たるところと相即不離の関係にあつたことは論ぜずして明かなところであり、郗鑒伝に、王敦滅亡に際してのこととして、

錢鳳攻逼京都。仮鑒節、加衛将軍・都督従駕諸軍事。鑒以、『無益事實。』固辞、不受軍号。

とあるのは、鑒の行動の基盤が寄生官僚とはことなることを示している。ところで、会稽内史であつた愔は徵して司空とされている。（ただし、愔は固辞して起たなかつた。）また、郗超伝に、

（超）常謂、『其父名公之子、位遇応在謝安右。』而安入掌機。愔優游而已。恒懐憤憤。云云。

とある。愔が司空とされたのは太元六年（A.D.381）であり、謝安が入つて機を掌つた最初は咸安元年（A.D.371）であつて、いずれも愔が徐・兗二州刺史を辞し京口を去つてからのちのことである。このように、愔・超の官僚としての行動には、鑒の場合とことなり在地豪族としての郗氏勢力の主領的性格がなんら重要性をもたなくなつてきているのである。

こうした推論に誤り無しとすれば、おそくとも東晉中期末、郗氏主流の官僚としての基盤と高貴性とは「在地豪族勢力」と遊離し、しかもそうした状態で郗氏主流は十分に高級官僚（＝貴族）として存在しえるに至つたことが知られよう。(11)

（こうした貴族の族的結合の弛緩がどうして生じたかということについては次節でふれる。）

かくて、おそくとも東晉後期、貴族はすべて寄生官僚となつていたとすべきであろう。

（b）南朝期の寄生官僚的性格

晉書巻五十六孫綽伝に、孫綽が桓温の洛陽遷都に反対した上疏をのせているが、その中に

百姓震駭、同懐危懼者、豈不以反舊之楽賒、而趣死之憂促哉。何者、植根於江外数十年矣。一朝拔之、頓馭蹶於空荒之地、提挈萬里、踰険浮深、離墳墓、棄生業。捨安楽之国、適習乱郷、出必安之地、就累卵之危。将頓仆道塗、飄溺江川、僅有達者。云云。

とあつて、当時、かつての北人が南土に（田土をえて）その生活を次第に安定させるに至つたことを示している。また、晉書巻七十五范甯伝を見ると、范甯が孝武帝に時政を陳して、

昔中原喪乱、流寓江左。庶有旋反之期。故許其挾注本郡。自爾漸久、人安其業。丘壟墳柏、皆已成行。雖無本邦之

名、而有安土之實。今宜正封疆、以断人戸。云云。

と説いているが、そこに見える封疆を正し以て人戸を断ずるということは義熙九年（A.D.413）所謂義熙の土断を行つた劉裕による白籍廃止として實現を見た。白籍廃止とは、中原の故土に帰る日あるを顧慮し、とくに土断された地名のもとに本郡の挾注を許してあつた白籍を廃止することであるが、こうした筲の議の出でたことも亦すでに當時、かつての北人の本土復帰が事実上あり得ないものであつたこと、及びそうした北人の土着がほぼ成功したことを示しているといえよう。(12)

右の孫綽が上疏したのと范筲が時政を陳したのとは、何れも東晋中期のことであり、劉裕が白籍廃止をなしたのは東晋後期のことであるが、こうした大勢は、南朝において貴族と同族の人々が（郷党とともに）在地豪族勢力を形成した場合、及び貴族の官僚としての活躍がそうした勢力の主領的性格と関聯ずけられるに至つた場合、の生起を一応常識的に想像させる。

ところで、東晋初・中期において貴族は往々有能な武人であり、貴族が武事に関与することは自他ともに奇異とはされなかつた。ところが東晋後期ごろから南朝にかけて、とくに南朝に入つてから、政治上社会上、引続き貴族としての地位を確立した家系の人々の間には、それに関与することが往々一身一家の破滅を招いた武事を忌み、同時に武人としての能力をまつたく喪失する傾向が決定的となつた。このことは貴族間において武人乃至武事関与を蔑視する風を生じ、武人はいかに高官品にあるもあくまで貴族に「爪牙視」され、また帝室と婚嫡を重ねた武門も貴族と相並ぶを得なかつた。(13)

また、太原王氏の実証的研究を大成された守屋美都雄氏は、そのむすびに、一般に門閥貴族と呼ばれる家において、家長本位の家族の結合の強さに比して、広い範囲の宗族を中心として結合することはほとんどありえず、一方、地方豪族の場合には積極的に宗族の聚居が行われ、時には収族の方法がとられた、と考えられる旨述べておられる。(14) これはまさに明快

な鉄断といわなければならない。こうした貴族の族的結合の弛緩は個我の自覚の族的結合への優先と表裏をなすといえようが、それらは時代をへるにつれて著しくなり、ことに南朝においては一段と顕著になつている。[15] こうした貴族の武事関与の蔑視と、族的結合の弛緩乃至個我の自覚の族的結合への優先は、たとえ若干の貴族の同族が土着して在地豪族勢力を形成したとしても、貴族の官僚としての活躍がそうした勢力の主領的性格を背景としたものでなかつたことを示唆しているとすべきであろう。

今、右に示唆されている貴族の実態を、さらに本籍地長官任用問題から検討して見よう。南朝において、皇帝は屢々在地豪族諸氏の主領及び主領的人物（以下それを在地豪族諸氏の主領たちという）を本籍地地方長官に任命している。この任命は、第一にかれらのもつ武幹、第二にかれらのもつ私兵、第三にその本籍地における地域社会―同族・郷党の有する職能、すなわちその治安維持、防戦守衛並にそれらとの関聯における軍兵招募など、に関するかれらの主導性、に期待し、それらを国家機構に繰り入れること、あるいは国策遂行の線に沿い発揮させることを望んだ（より正確には望まざるを得なかつた）ところに発している。[16]

右の三点は相互に関聯性をもつが、第一の武幹所有の点は所謂寒人出身の武人（一部の皇族など）にも見られるところでとくに在地豪族諸氏の主領たちに特有のものではない。しかし、第二の私兵所有の点及び第三の本籍地における軍事的機能発揮力保持の点、とくに第三の点は在地豪族諸氏の主領たちにもつとも顕著なものであり、これこそ当時における在地豪族諸氏の主領たちの官界への進出・官界での活躍の背景をなす「在地性（乃至在地豪族的性格）」の主内容といわなければならない。

ところが、南朝において、貴族ことにその代表者たる王・謝両氏にはたえて本籍地長官就任の例を見ない。[17]（なお、皇帝が他の機会において第三の点に朝待したことを示す例もない。）これは、先に述べた郗氏主流の動きと相まつて、貴族

の官僚としての活躍が、在地豪族勢力の主領的性格にささえられるものでないことすなわち、南朝貴族が寄生官僚であったことを明かに物語つているといえよう。

それでは南朝皇帝のもとにおける貴族が、寄生官僚として具体的にどのようなありかたを示したかということが次の問題となろうが、それについては別稿で、(一)帝族と貴族との通婚の実情、(二)皇帝の任命大権の自主的行使、(三)皇帝の「貴族官僚の発揮すべき政治力」の抑圧排除、(四)皇帝権力による新貴族の生成、といつた方面からかなりくわしく述べたので、[15] ここでは論述を略し、南朝皇帝のもとにおける貴族の優越性が、当時の社会全般の風潮としての貴族的雰囲気の尊重—貴族的教養と伝統とによつてのみ維持されるべきであつたことを指摘しておくにとどめる。[16]

（c）　経済的側面から見た寄生官僚的性格

東晋南朝における貴族の経済生活を本稿で関聯ある面に限つて瞥見すると、

守屋美都雄氏の研究によれば、東晋初期、太原王氏の物的基礎をなすものは、俸禄、役柄に伴う収益、並に皇帝からの賜与をすべてとするが、東晋の末頃になると相当の経済力が蓄積され、たとえば王沈に隷属する相当数のもの（客）が農耕に従事したことが想定される。[20]

こうした実情を貴族全般にあてはめて考えると、まず俸禄に関しては、顔氏家訓涉務篇に、

江南朝士、因晋中興、卒為羇旅。至今八九世、未有力田。悉資俸禄而食耳。仮令有者、信僮僕、為之。云云。

とある。その説くところは北人官僚一般にわたり必ずしも貴族だけに限られないが、官僚たる全貴族がそこに含まれるのは間違いないところである。かくて、貴族は官僚としての俸禄によつて生活していたことが知られよう。また、隋書巻三十一地理志下に、

丹陽旧京所在、人物本盛。小人率多商販、君子資於官禄。

とある。岡崎文夫博士はこの文に見える丹陽とは南朝の首都建康城を指すから、ここに官禄で生活する君子の多かつたことは当然であろうとされている。[21] これは東晉時代にも遡らせ得るであろうが、建康に生活の基盤をおく君子に全北人貴族が含まれるのは明かである。かくして、東晉南朝を通じ貴族の経済生活は原則として俸禄によつたことが窺われよう。

第二に、役柄に伴う収益にあつては、右の俸禄は貴族の経済生活を必ずしも満足させえるほどのものでなく、それを大きく補うものとして役柄に伴う収益の追求が大きく問題となつてくる。この際注意すべきは、晉書巻七十五王述伝に、

初述家貧。求試宛陵令。頗受贈遺、而修家具。為州司所検、有一千三百条。王導使謂之曰、『名父之子、不患無禄。屈臨小県、甚不宜爾。』述答曰、『足自當止、時人未之達也。』比後屢々居州郡、清潔絶倫。禄賜散之親故。宅宇舊物、不革於昔。始為當時所称。

とある記事である。当時、私財蓄積にあたり、一般に外官は内官に比しより有利であつたが、[22] この記事は、晉書巻七十六温嶠伝に「（温放之）貧なるを以て、交州為らんことを求む。云云。」とあり、宋書王僧達伝に「家貧にして郡を求む。太祖、以て泰郡と為さんと欲す。云云。」とあるを始めとする、貴族が家貧にして外禄を求めた相当数の一連の史料と相まつて、貴族が自家の経済的困窮の打開乃至経済的基盤の確立を、官僚としての役得に求めた場合が多く、しかもそうした追求を当然とする風のあつたのを示すといえよう。

ちなみに、晉書巻七十七何充伝を見ると、

（何充）性好釈典、崇修仏寺。供給沙門、以百数。糜費巨億而不吝也。

とある。そこに見える何充の使用した費用はその前後関係から、「私費的なもの」とされる。それならばこうした「私費的なもの」は何によつてえられたのかというに全く明かでない。しかし梁書巻三十七何敬容伝に、

何氏、自晉司空充・宋司空尚之、世々奉仏法、竝建立塔寺。至敬容、又捨宅東為伽藍。趨勢者、因助財造構。敬容竝

不拒。故此寺堂宇校飾、頗為宏麗。時軽薄者、因呼為衆造寺焉。及敬容免職出宅、止有常用器物及褻衣而已。竟無餘財貨。時亦以此称之。

とある記事は、右の何充の「私費的なもの」も亦主として充の官僚たることに基き生じたものであるのを察せしめる。

第三に、皇帝からの賜与であるが、これは臨時のもので、かつその額も程度の相異も甚だしい。従つてそれは、右の俸禄・役得のような一般的恒常的重要性をもつものでなかつたとしてよいのではなかろうか。しかし、いずれにしても、これまた貴族の官僚たることを基底として生じたのは明かである。

以上瞥見したところから、貴族はその経済生活面においても亦、少くとも原則的に官僚たるところにその基盤をおいたことが知られよう。

次に、おそくも東晉後期以後顕著となる貴族の田土経営に関してであるが、南斉書十四州郡志上南兗州の条に、

時、百姓遭難、流移此境。流民多庇大姓、以為客。元帝太興四年（A. B. 321）詔、『以流民失籍、使条名上有司、為給客制度。』而江北荒残不可検實。

とある。当時の司馬睿政権が貴族を首脳者とするものであることから考えて、この給客制度が貴族をも重要な授給対象としたことが察せられるが、また晉書巻八十八王含伝に、含が呉郡太守に除せられたとき、王導の問に答えたなかに、

編戸虚耗、南北権豪競招游食。云云。

とある。これらは貴族が東晉成立前後、すでに田土経営にその意を有していたことを示唆するものといえるのではなかろうか。

こうした貴族が、その政治的社会的地位が次第に確立し、しかも中原恢復が現実にまつたく不可能であるという実情のもとに、[23] 土地経営を次第に成功させて行つたのは十分想像出来る。事実、おそくとも東晉後期以後、貴族が往々大土地経

営をなすに至つたことは改めて挙例するまでもなく、数多くの史料に明かである。

しかし、そうした田土経営があくまで経済的意義をもつに止まつて、貴族の在地豪族的勢力の生成発展の一環とならなかつたことは、先に述べたところから十分察せられるであろう。

なお、貴族の政治的社会的身分は、自らの官職に関しての栄達の実情（以下それを官達という）乃至累代にわたる官達成果としての家格によつて定まり、史書を読んで容易に知りえられるように、田土経営の大小―富力の程度はそれに何の関係もない。

かくて、経済的側面から見た際も、貴族に寄生官僚的性格が強かつたという見解を、少くとも基本的には否むを得ないであろう。

二　江東豪族諸氏の主領たち

（a）東晉初期の力の限界と意識

江東豪族の実力と意識とは当然、皇帝権力・貴族権力に対する自らのありかたを決定するとともに、皇帝権力・貴族権力それ自体のありかたにも大きい影響を与えずにはおかない。江東豪族のそうした力と意識とは、江東豪族（群）を構成する諸氏の主領たちの力と意識としてあらわされるとしてよかろう。

（なお、そうした江東豪族諸氏の主領たちのうちに、江東豪族の代表的人物がすべて含まれているのは勿論のことである。）

以下、まず時代を西晉末にとり、そうした江東豪族諸氏の主領たちの力と意識とについて検討を加えて行くと、

旧来、西晉末江東におこつた動乱が、国家権力による鎮定が望めぬままに江東豪族自らの手によつて平定されたことが

重視され喧伝されている。そうした動乱を平定するに最も力あつたとされるのは当時江東第一の豪族周氏の主領周玘である。[24] 周玘らの鎮定した最初の江東の兵乱は石冰の乱であるが、資治通鑑巻八十五晉太安二年（A. D. 303）十二月の条に、

議郎周玘・前南平内史長沙王矩、起兵江東、以討石冰。推前呉興太守呉郡顧祕、都督揚州九郡諸軍事。伝檄州郡、殺冰所署将吏。於是、前侍御史賀循起兵於会稽、廬江内史廣陵華譚及丹楊葛洪・甘卓、皆起兵以応祕。云云。

とある。顧祕は江東四姓の一たる顧氏の主領的人物である。周玘が顧祕を推した理由は定かでないが、そこに比較的新興豪族たる周氏に比し顧氏がより旧族であつたことが働いているのではなかろうか。しかし、いずれにしても、顧祕は単なる傀儡的人物では無い。従つて、玘がかれを推したところには玘が江東豪族諸氏の主領たちを自ら率いるに足るものにまで成長していなかつたことが窺われるであろう。また、晉書巻六十八賀循伝に石冰の乱のことを記して、「（前略）前南平内史王矩・呉興内史顧祕、前秀才周玘等、義を唱へ、檄を州郡に伝へ、以て之を討つ。（賀）循も亦衆を合して之に応ず。云云。」とあり、この記事では顧祕・周玘はともに、他の江東豪族諸氏の主領たちと同列的に取扱われている。

周玘らが鎮定した第二の江東の兵乱は陳敏の乱であるが、その際も、周玘が決して他に卓越した勢力をもつものでなく、顧栄・甘卓らとほぼ対等の立場にあつたことは疑い無い。

右の考察から「江東」という地縁的関係による豪族の結合が不可避的に要求された際も、江東豪族は自らのうちに絶対的優位を占め、その軍事力を統制するに足るものを生ずるまでに成長していなかつたことが知られよう。

また、資治通鑑巻八十五晉永興元年の条に、石冰の乱の平ぐや、

楊・徐二州平。周玘・賀循、皆散衆、還家、不言功賞。

とあつて、江東豪族諸氏の主領たちが（中原が漸く乱れ、その余波の江東に及ぶべきが明かであるにもかかわらず、）動乱時糾合した兵力を平和時にも維持し恒常的に組織化する力を有しなかつたことを物語つている。

江東平和維持をめぐる江東豪族諸氏の主領たちのこうした力の限界が、どのような意識としてあらわれているかを見て行くと、陳敏討滅の主導性と軍事力とが最後迄江東豪族諸氏の主領たち自らにあつたにもかかわらず、資治通鑑巻八十六晉永嘉元年二月の条に、

（顧栄等）密遣使、報征東大対軍劉準、使（準）發兵臨江。己爲内應、翦髪爲信。準遣揚州刺史劉機等、出歴陽、討敏。云云。

とあるように、かれらは直接に江東を支配する西晉朝の最高官征東大将軍劉準の指揮を受け敏を討滅しようとしているのである。やがて周馥が鎮東将軍として劉準に代つたが、周玘らはさらに馥のもとにあつてついに敏を討滅したと考えられる。

また、文選潘正叔の贈陸機出爲呉王郎中令に「東南の美、曩に惟れ延州。顕允たる陸生、今に於いて儔尠し。鱗を南海に振ひ、翼を清流に濯ぐ。…祁祁たる大邦、惟れ桑、惟れ梓、穆穆たる伊人（陸機を指す）、南国の紀なり。」とあるが、陸機は江東豪族陸氏の主領であると同時に江東豪族の代表的人物と目されるものであり、しかもその教養学識は当時天下第一流であつた。ところが、晉書巻五十四陸機伝に、

（前略）（陸機）又見朝廷屢々有変難、謂（成都王）顕必能隆晉室。遂委身焉。

とあつて、機が現実問題として晉室の隆昌を願い、ひいてはそれを可能とすると判断した人物に身をまかせたことが知られる。

周玘らの劉準（・周馥）に対する態度と陸機の考えかたとは、江東豪族諸氏の主領たちが天下の和平克復はただ晉室の興隆によつてだけ達成されると考えていたこと、自ら以上の権力（この際具体的には西晉の国家権力）への依存がぬぐいがたかつたことを物語つているのである。[55]

江左における即位前の司馬睿は極めて微弱であつたけれども、安東将軍・都督揚州江南諸軍事として江東来赴のとき、かれはすでに、実質的に、江東直接支配に関する正統的な最高官であつた。[29] 以後その即位迄、かれの有する軍号・官職名は遷つても、かれが、実質的に、直接に江東を支配する西晉朝の正統的な最高官であつたことに変りはない。

前述のような、力の限界と関聯する、意識（の限界）をもつ江東豪族諸氏の主領たちは次第にこうした睿の傘下に入り、晉書巻六十八紀瞻傳に、当時の江東豪族の代表的人物紀瞻―江東豪族紀氏の主領でもある―の即位勧進を記し、

及長安不守、與王導俱入勧進、帝不許。瞻曰、『：臣等区区、尚所不許。況大人與天地合徳、日月並明。而可以失機後時哉。』帝猶不許、使殿中将軍韓績撤去御坐。瞻叱績曰、『帝坐上應星宿。敢有動者斬。』帝爲之改容。

とあるに窺われるように、睿の即位直前、かれを皇帝に推戴することをもはや絶対的なものと考えるに至つている。

そうした動きは睿の即位後も同様であつて、今その一例を蘇峻の乱の善後策に見ると、この乱は東晉朝の基礎が一応確立したのちに起つたものであるが、晉書王導伝にこの乱が平定されたときのことを記して、

宗廟宮室、並爲灰燼。温嶠議遷予章。三呉之豪、請都会稽。云云。

とある。王導の論によつて都を遷すことは止んだが、ここで建康の首都としての意義を考えて見よう。建康は土着の強族の少ない新土であり、また、かつて孫呉の都が置かれたことがあつたとはいえ、東晉初期その都市自体の建設も十分でない有様であつた。東晉政権は恐らくこうした土地をとくにえらんで都を置き、以て南北人官僚の和協、交妥を図つたとされよう。[27] 江東豪族をその構成者とする「三呉の豪」がこうした建康をすて、その一根拠地会稽に都を遷すべきを請うたということは、江東豪族諸氏の主領たちが東晉政権をまさに推戴すべきものとし、そのもとで少しでもよい条件を得ようとしたことを示すと断ずべきであろう。

ただ、ここで注意すべきは、江東豪族諸氏の主領たちが司馬睿渡江数年前、西晉朝に反した陳敏を奉じて江東の主と為

そうとしたということである。

陳敏はつとに江東に割拠する志があつたといわれるが、江東独立をはかつた敏のもとには、周玘・顧栄を始めする江東豪族諸氏の主領たちの殆んどすべてが一応なりとも従つたと考えられる。

陳敏は文官としても有能であつたが、かれが認められたのは石冰の乱において軍事的才幹を発揮したからであり、その際示した有能ぶりは、晉書巻一百陳敏傳に、つとに江東をその一根拠地としようとした東海王越[28]が、永興二年(A. D 305)、大駕を迎えるにあたり、承制して敏を右将軍・仮節・前鋒都督となし、

(越) 致書於敏曰、『将軍建謀富国、則有大漕之勲。……當憑將軍戮力。王輅有旋、將軍率將所領、承書風發。米布軍資、惟將軍所運。』

とあるように高く評価されている。この活躍ぶりは、資治通鑑巻八十五晉永興元年 (A. D. 304) の条に、

(二月) 陳敏与石冰、戦数十合。冰衆十倍於敏。敏擊之、所嚮皆捷。遂與周玘合、攻冰於建康。三月、冰北走。云云。

とあるが、周玘らが目睹したに相違なく、そうした勲功、有能ぶりこそ、江東豪族をして寒人陳敏に従うのを甘んじさせた唯一の理因といえよう。ところで、資治通鑑巻八十六晉永興二年の条に、

(前略) 敏疑諸名士終不爲己用、欲尽誅之。(顧) 栄説敏曰、『中国喪乱、胡夷内侮。観今日之勢、不能復振。百姓将無遺種。江南雖經石冰之乱、人物尚全。栄常憂無孫劉之主、有以存之。今、將軍、神武不世、勲效已著。帯甲數萬。舳艫山積。若能委信君子、使各得尽懐、散薄芥之嫌、塞讒諂之口、則上方數州可伝檄而定。不然、終不濟也。』云云。

とあり、晉書顧栄傳に、

(前略) (敏) 有孫氏鼎峙之計。仮栄右將軍・丹陽内史。栄數々踐危亡之際、恒以恭遜自勉。……栄私於[29] (甘) 卓曰、『若江東之事可濟、當共成之。然、卿觀事勢、當有濟理不。敏既常才、本無大略。政令反覆、計無所定。然、其子弟

各々已驕矜。其敗必矣。而吾等安然受其官禄。事敗之日、使江西諸軍、函首送洛、題曰逆賊顧栄・甘卓之首、豈惟一身顚覆、辱及萬世。可不図之。』卓從之。明年、周玘與栄及甘卓・紀瞻、潛謀起兵攻敏。云云。

とある。そこには、(一)陳敏が江東を守るにたるべき能力と組織力とをもてば、江東豪族諸氏の主領たちが引続きその傘下に入るのを忌んだのでないこと、(二)陳敏が意外にも江東豪族の期待したほどの人物でなく、江東豪族（勢力）維持にむしろ反対の策をとり、それが江東豪族諸氏の主領たちのかれからの離反をまねき、再び西晉政権に依存するに至る最大原因であつたこと、が物語られている。

かくて、江東豪族諸氏の主領たちは西晉・東晉政権に依存したとはいえ、そこにそれが自らの利益の代表者たることという限界を極めて強くおしだしていたことが窺われるであろう。[23]

(b) 東晉初期の勢力発揮

西晉末、江東、とくにそのうちの主要部をなす江左（の一部）は中原動乱の余波を蒙ることが少なく、司馬睿来赴のころ依然として肥沃さをほこつていた。そのことは晉書陳敏傳に、

及趙王倫簒逆、三王起義、久屯不散。京師倉廩空虚。（尚書倉部令史陳）敏建議曰、『南方米穀、皆積數十年。時將腐敗。而不以漕運濟中州、非所以救患周急。』朝廷從之。以敏爲合肥度支。遷廣陵度支。

とあつて、陳敏が合肥、ついで廣陵の度支として南方の米穀を漕運したこと。（三王すなわち齊王冏・成都王穎・河間王顒が趙王倫を討つたのは永寧元年のことである。）晉書王導傳に、永嘉元年の琅邪王睿渡江後まもなくのこととして、

時、荊・揚晏安、戸口殷実。

とあること。晉書巻六十一周馥傳に、永嘉四年馥がその鎮所たる寿春へ遷都を乞い、その上書中に、

（壽春）運漕四通、無空乏。……臣謹選精卒三萬、奉迎皇駕。……荊・湘・江・揚・各々先運四年米租十五萬斛・布絹

各々十四萬匹、以供大駕。

とあるに明かであろう。このことは同時に、三国孫呉以来の江東豪族勢力が西晉末の動乱期にも（中原の豪族の場合と相当ことなり）ほぼ旧来のように保たれていたことを示唆している。江東をその根拠地としようとした東海王越が、その陣容強化の目的で陳敏の乱平定の直後江東豪族の代表的人物を強いて召し、顧望すれば軍礼を以て発遣すべきことを命じたこと（資治通鑑巻九十六晉永嘉元年三月の条）。陳敏の乱が終局に近ずいた際、資治通鑑巻八十六晉永嘉元年二月の条に、

（陳）敏自師萬餘人、討（甘）卓。軍人隔水、語敏衆曰、『本所以戮力陳公者、正以顧丹楊・周安豊耳。今皆異矣。汝等何爲。』云云。

とあつて、江東豪族の代表的人物顧栄・周玘らの動向が江東人士の向背の主導性をもつていたのを窺わせ、さらに晉書顧栄傳に、

（顧）栄發橋、斂舟於南岸。敏率萬餘人、出不獲濟。栄麾以羽扇。其衆潰散。事平。

とあることは、そうした事実の存在を前提としなければ考えがたいであろう。

ところで、初期東晉政権はこうした勢力にどのように対処したかというと、自らの勢力の微弱さと、前述のような司馬氏推戴をめぐる江東豪族の期待と限界とは、初期東晉政権をして右の江東豪族勢力に対し、十全的な温存策をとらせるに至り、初期東晉政権によつて江東豪族勢力の減少を見たとは考え難い。

この際、晉書紀瞻傳に、

（元）帝、親幸瞻宅、與之（紀瞻を指す）同乘。

とあり、晉書巻六元帝本紀下太興元年（A. D. 318）十二月の条に、

詔曰、『…其呉之高徳名賢、或未旌録者、其条列以聞。』

とあり、晉書巻九十一虞喜傳に、

元帝、初鎮江左、上疏薦喜。

とあり、晉書巻六明帝本紀太寧三年（A・D・325）の条に、

詔曰、『…呉時將相名賢之胄、有能纂修家訓、又忠孝仁義、静己守真、不聞于時者、州郡中正亟以名聞。勿有所遺。』

とあるように、元帝・明帝が江東豪族諸氏の主領たちの懐撫策をとつたのはそうした豪族勢力温存と相応ずるとすべきであろう。

また、当時江東に貴族が田土を得るのが容易でなかつたこと。(32) 晉書周玘伝に、「（周）玘の宗族は彊盛にして、人情の帰する所なり。(元)帝之を疑憚す。」とあるが、玘の子彌が乱を起し失敗した際、それを族滅すべき好機であつたにもかかわらず、晉書巻十八周彌傳に、

元帝以周氏奕世豪望、呉人所宗、故不窮治。撫之如舊。

とあること。晉書巻十五山遐傳に、

（遐）爲餘姚令。時江左初基、法禁寛弛。豪族多挾戸口、以爲私附。遐繩以峻法。到縣八旬、出口萬餘。縣人虞喜以蔵戸當棄市。遐欲繩喜。諸豪彊莫不切齒於遐。言於執事、以、『喜有高節、不宜屈辱。』又、以、『遐輒造縣舍。』遂陷其罪。遐與會稽内史何充牋。『乞留百日、窮翦逋逃。退而就罪、無恨也。』充申理、不能得。竟坐免官。云云。

と見え、會稽郡餘姚縣は江東豪族根拠地の一であつたが、虞氏がここに根をはる江東豪族であり、一方そうした豪族勢力の温存に反対し法の励行をこころみ、かえつて免官された山遐が貴族であつたこと、なども初期東晉政権が江東豪族勢力の温存をはかつたのを証するところがあろう。

ところで、初期東晉政権は、江東豪族に対しその勢力温存を図ると同時に、それと相応ずるものとして、それら諸氏の主領たちに、前述のような内容をもつ軍事的機能の発揮を強く期待し、かつそれに深く依存するところがあつた。（より

正確には期待依存せざるをえなかつた。）

今、その若干の例をあげると、さきに王敦の乱平定に関し、虞譚が本県において宗人及び郡中の大姓を招合して共に義軍を起したところ、衆は万を以て数えるに至り、明帝がそれに対し手詔して譚を冠軍将軍となし会稽内史を領せしめたことを述べたが、晉書周玘伝には、永嘉四年の銭瑒の変にあたり、

（銭瑒）來寇玘縣。（元）帝遣將軍郭逸・都尉朱典等討之。並以兵少未敢前。玘復率合鄉里義衆、與逸等俱進、討瑒斬之。傳首于建康。（玘三定江南、開復王略。元帝嘉其勲、以玘行建威將軍・吳興太守、封烏程縣侯。）

とある。また、晉書巻七十六顧衆傳に、

蘇峻反、王師敗績。（義興太守・揚威將軍）衆還吳、潛図義挙。……衆乃遣郎中徐機、告（蔡）謨曰、『衆已潛合家兵。待時而奮。……』謨乃檄衆、爲本国督護。揚威將軍仍舊。衆從弟護軍將軍賜爲威遠將軍・前鋒督護。吳中人士同時響應。峻平。論功。……封鄱陽縣伯、除平南軍司。云云。

とあり、晉書巻七十六張闓傳に、

蘇峻之役、闓與王導、俱入宮侍衛。峻使闓持節、權督東軍。王導潛與闓謀。密宣太后詔、於三吳、令速起義軍。陶侃等至。仮闓節、行征虜將軍。與振威將軍陶回、共督丹楊義軍。……又、與吳郡内史蔡謨・前吳興内史虞譚・會稽内史王舒等、招集義兵、以討峻。峻平。以尚書、加散騎常侍、賜爵宜陽伯。

とある。

なお、このことが江東豪族勢力の温存をますます動かしがたいものとしたことは察するにかたくない。

（c）東晉中期以後の力の限界と意識及び軍事的機能發揮

西晉末、東晉始は、呉滅亡後晉南朝を通じ、江東豪族に「江東」という地縁性を媒介とした、かれら自らを頂点とする

政治的独立性が最も大きく要求された時期であつたが、その際江東豪族諸氏の主領たちが示した政治権力に対するありかた、すなわち国家権力乃至皇帝権力に対する政治的独立を意図することなく、それがかれらの豪族勢力の温存をなすという限界のもとに、それに依存しそれを推戴するという行き方は、改めて挙例するまでもなく以後一貫して変ることが無かつた。

一方、東晉中期以後、東晉初期にくらべれば大体において国家権力乃至皇帝権力は強大となつた。しかし、それは江東豪族の在地豪族勢力を除きえるほどのものとはなり得ず、依然として、その存立の為江東豪族の勢力を温存すると同時に、それと相応ずるものとして、江東豪族諸氏の主領たちにその軍事的機能発揮を期待しそれに依存せざるをえなかつた。[31] そうした大勢の一端が豪族諸氏の主領たちの「本籍地の地方長官任命」としてあらわれるべきことについては前にふれたが、東晉初期以来、江東豪族諸氏の主領たちで本郡県の各長官に任ぜられた者は、虞譚・孔愉・孔季恭・孔安国・張茂度・孔靈符・顧琛・顧顗之・張充・張瓌・張岱・張緒・丘靈鞠・孔僉などを始めとし、枚挙に遑ないほど数多い。[32]

ちなみに、呉郡張氏に関し、同氏が吏部尚書・侍中・尚書僕射・中書令などを早く東晉時代から出していることから見ても、土着豪族的性格を早く脱却し（中央官僚化し）つつあつたのであろうとする有力な説が最近提出されているのである。もしそうとすれば本稿で前述したところに大幅の改訂が要求されるし、以後の論述にも関係あるので、それに関し私見を述べておく。

貴族の貴族たる所以が累世高貴の官職につくことにあるのは明かであり、またこれが基本的条件をなすといえる。しかし貴族が貴族集団の一員として、その政治的社会的機能・能力を発揮するためには他にもいくつかの副次的条件をみたし、そのうえで当時の貴族集団ことにその代表的人物によりその「なかま」であることを容認されることを必要とす

る。[33]

それがはたして張氏について認められるかどうかというに、まず第一に張氏に武人的性格が相当に強く存したことが問題となろう。同氏には、張緒のように専ら文吏たるに終始したものもあるが、武幹を有し将帥としての才能を発揮するものが多く、余遜氏は同氏を「是張氏、不但爲東南望族、且亦將帥之家也。」としておられる。[34]

元来、一般論として、累世要官にあることが、同時に在地豪族的性格の否定を意味するとはいい難いが、右の点の存する限り、たとえ累世要官にあつても、呉郡張氏が貴族の「なかま」入りをしたとは為しがたい。さらに南斉書巻二十四張瓌伝に、

（宋）昇明元年、劉秉有異図。弟遐爲呉郡。潛相影響。因沈攸之事起、聚衆三千人、治攻具。（斉）太祖（当時の司空・録尚書事）（蕭道成）密遣殿中將軍卞白竜、令瓌取遐。諸張世々有豪気。瓌宅中、常有父時舊部曲数百。遐召瓌。瓌偽受旨。與叔恕、領兵十八人、入郡。與防郡隊主・彊弩將軍郭羅雲、進中斎。取遐。遐踰窗而走。瓌部曲顧憲子手斬之。郡内莫敢動者。獻捷。云云。

とある。この記事は宋末の政権担當者蕭道成すなわち後の斉の太祖が張氏の在地豪族勢力を利用した一例であるが、そこに張氏が在地豪族勢力を有したことは明かである。また、同氏中、張茂度・張永・張瓌・張充・張岱・張緒・張充など数多くのものがその本籍地呉郡の太守に任ぜられている。それが張氏に在地豪族勢力が濃厚であるのと相応ずべきことも亦、前述したところに明かである。

当時、地方要官にはその地の在地豪族諸氏の主領たちを挙用するのが通例であつたが、南斉書張緒傳に、

長沙王晃属選、用呉興聞人邕、爲州議曹。（中正張）緒以資籍不當、執不許。晃遣書佐、固請之。緒正色。謂晃信曰、『此是身家州郷。殿下何得見逼。』

とある。この記事は、江東豪族が本籍地揚州の要官独占をはかりほぼそれに成功していたことを示唆すると同時に、張氏に在地豪族的性格の濃厚であつたことを物語るとしてよかろう。[35]

このように見てくると、南朝において、張氏に在地豪族勢力がなくなつたという見解にはいささか無理があり、同氏には依然として在地豪族勢力があつたとすべきではなかろうか。[36]

三　南朝貴族と江東豪族諸氏の主領たちとの對峙

(a)　官　職　上

貴族の貴族たるゆえんは累世高貴の官職につくことにあり、高官職と関係無くしては貴族とはいいがたい。従つて、貴族の要官職独占欲―他層出身者の要官職就任排除欲は、本能的なものとして極めて強く現われている。

ところで、南朝に入ると、皇帝権力は貴族に対し一段と強化されており、皇帝は貴族個々に対し、それぞれの家門の伝統に関する十分の顧慮をはらつたとはいえ、任命大権行使の自主性はそれに優越するものとなつている。王俭が、南朝では例外的に、斉初官僚人事を独裁的に行つたのも、あくまで任命大権の自主的行使の優越性確立という枠内での大権行為の部分的委任としてであつた。[37] こうした大勢のなかで貴族の要官職独占は必ずしも成功しているのではない。その一例を南朝で宰相の官となることの多かつた尚書令に見ると、[38] 宋代、貴族五名（三六％）・帝族六名（四三％）・非貴族三名（二一％）・斉代、貴族五名（四六％）・帝族四名（三六％）・非貴族二名（一八％）、梁代、貴族六名（五五％）・帝族二名（一八％）・非貴族三名（二七％）。となる。[39]

このことは貴族をして官職上自らにせまる非貴族に対立感を深刻にもたせるに至つたとされよう。

こうした観点に立ち、貴族の江東豪族諸氏の主領たちへの対立（意識と行動）を見て行くこととする。

皇帝が江東豪族諸氏の主領たちを重挙した第一の理由として、その武勲に報い、あるいは武勲をたてることを期待したことが挙げられる。その際皇帝が同時にかれらに国策遂行の線にそう（前述のような内容をもつ）軍事的機能発揮を期待し、かつそれに依存したのは前述したところに明かであろう。

なお、前にはその具体的なあらわれとして江東豪族諸氏の主領たちの本籍地長官任用を述べたが、中央要官にあつても同様の場合が考えられ、例えば南斉書巻三十二張岱伝を見ると、

（太祖）手敕（呉郡太守張）岱曰、『大邦任重。乃未欲回換。但、總戎務、殷宜須望實。今用卿爲護軍、加給事中。』岱拝。竟、詔、以家爲府。

とあるが、この岱の護軍将軍任命が、当時の禁軍の実情から見て、その軍事的機能発揮への期待と関連のあつたことは察するにかたくない。(19)

ところで、宋書巻五十七蔡興宗伝に、興宗が沈慶之に兵を挙げ前廃帝を除くことをすすめた記事をのせ、

興宗曰、『……況、公威風先著、統戎累朝。諸蠻部曲布在宮省。宋越・譚金之徒、出公宇下。並受生成。（沈）攸之・（沈）恩仁、公家口子弟耳。誰敢不從。且、公門徒義附、並三呉勇士。宅内奴僮人有數百。陸攸之、今入東、討賊。又大送鎧仗、在青溪、未發。攸之公之鄉人。驍勇有胆力。取其器伏、以配衣宇下、使攸之、率以前驅、天下之事定矣。云云。』

とあるが、沈慶之は江東豪族沈氏中の一人であり、武勲を以て当時太尉に至つたものである。

それにもかかわらず、資治通鑑巻一百三十宋泰始元年（A. D. 465）の条に、

（前略）又、（顔）師伯常専断朝事。不與（沈）慶之参懐。謂令史曰、『沈公爪牙耳。安得預政事。』云云。

とあつて、貴族顔師伯があくまでかれを爪牙視したということは、貴族が、武勲をたて皇帝に重挙された江東豪族諸氏の

主領たちに対しもつた潜在的対立感と相応ずるものではなかろうか。

皇帝が江東豪族諸氏の主領たちを重挙した第二の理由として、かれらが（広義の）貴族的教養をもつことが挙げられる。

当時江東豪族諸氏の主領たちは一般に貴族的教養にとみ、そうした点で殆んど貴族に雁行したといえよう。[41] 皇帝が江東豪族諸氏の主領たちのそうした面をとくに重視し、以てかれらを重挙したと考えられる例はかなりの数にのぼる。一、二の例をあげると、梁書巻三十三張率伝に、

高祖曰、『祕書永天下清官。東南冑望、未有爲之者。今以相処。爲卿誉。』

とあり、梁武帝が張率を清官祕書丞となしている。これは梁武帝がもつぱら率の学芸の練達―貴族的教養の一としての―を高く評価した為生じたものと考えられる。また、南斉書巻三十三張緒伝に、

（永明）七年（A.D.489）、（司徒）竟陵王子良領国子祭酒。世祖敕王晏曰、『吾欲令司徒辭祭酒、以授張緒。物議以爲云何。』子良竟不拝。以緒領国子祭酒。云云。

と見える。ところで同伝に、

吏部尚書袁粲、言於（宋明）帝曰、『臣観張緒、有正始遺風。宜爲宮職。』云云。

とあり、また南史巻三十一張緒伝に、

王儉爲尚書令・丹陽尹。時、諸令史來問訊。一令史、善俯仰進止。可観。儉賞異之。問曰、『經與誰共事。』答云、『十餘歳、在張令門下。』儉目送之。

とあつて、緒が貴族的教養にとむ人物であつたことを示しているが、それを南斉書張緒伝の

緒毎朝見、（斉）世祖目送之。謂王儉曰、『緒以位尊、我以徳貴緒也。』

とある記事とあわせ考えると、右の国子祭酒任命は、斉世祖が緒の貴族的教養を高く評価したに基くことが知られよう。

次に皇帝が右の理由により江東豪族諸氏の主領たちを重挙したのに対し、貴族がどのような態度に出たかを問題とすべきであるが、そのまえに貴族が非貴族のもつ貴族的教養をどのように見ていたかを述べておく。南斉書巻五十六倖臣・紀僧真伝に、

僧真容貌言吐、雅有士風。世祖嘗目送之。笑曰、『人何必計門戸。紀僧真常貴人所不及。』

とあるにかかわらず、南史巻三十六江斅伝に、

（中書舎人紀僧真、）容表有士風。謂帝曰、『臣小人。出自本縣武吏。邀逢聖時、階栄至此。爲児昏、得荀昭光女。即、時無復所須。唯、就陛下、乞作士大夫。』帝曰、『由江斅・謝瀹。我不得措此意。可自詣之。』僧真承旨、詣斅。登榻、坐定。斅使命左右曰、『移吾牀、讓客。』僧真喪気而退。告武帝曰、『士大夫、故非天子所命。』

とある。ここに見える音辞容儀の立派さは貴族的教養の一であつた。(42) この両記事から、貴族が非貴族である皇帝側近の寒人紀僧真に、かれが貴族的教養の持主であるにかかわらず、対立感を有していたことが知られよう。また、南斉書巻五十二文学・丘霊鞠伝に、

世祖即位、転通直常侍。尋領東観祭酒。霊鞠曰、『人居官、願數々遷。使我終身爲祭酒、不恨也。』永明二年（A. D. 484）領驍騎將軍。霊鞠不楽武位。謂人曰、『我應還東、掘顧栄冢。江南地方數千里、士子風流、皆出此中。顧栄忽引諸傖渡、妨我輩塗。輒死有餘罪。』

とある。驍騎将軍は当時の要官であるが、霊鞠が武位を楽まず、驍騎将軍になることさえもこばんだのは、同伝中の他の諸記事に照し合わせて、貴族的教養のあらわれとしての文人的傾向がかれに強かつたに基くと解される。こうした霊鞠の

憤言に、江東豪族諸氏の主領たちが貴族的教養を有したとしても、貴族がかれらに対立感を有すべき可能性が存したことが窺われよう。

こうしたことを念頭において論を進めて行くと、南斉書張緒傳に、

（上、）欲用（張）緒爲右僕射。以問王儉。儉曰、『南士由來少居此職。』褚淵在座。啓上曰、『儉年少。或不尽憶。江左用陸玩・顧和。皆南人也。』儉曰、『晉氏衰政。不可以爲准則。』上乃止。

とあり、また、

緒善言、素望甚重。太祖深加敬異。車駕幸莊嚴寺、聽僧達道人講。座遠不聞。緒言上。難移緒。乃遷（王）僧達、以近之。

とある。ここに見える上とは斉太祖であるが、そこには、斉太祖が、その貴族的教養を高く評価されていた江東豪族張氏の主領（的人物）張緒を、その貴族的教養の持主であることを主理由として、僕射に任命しようとしたこと、及び貴族王儉がその任命に反対した為、それが実現しなかったことが物語られているとしてよかろう。（張緒は江東豪族としてはまったく例外的に武幹を有しなかった）。

ところで、同伝に、

（緒）遷吏部郎。参掌大選。元徽初、東宮罷。選曹擬舍人王儉格外記室。緒以、『儉人地兼美。宜転祕書丞。』從之。

とあって、緒はかつて王儉に対し好意と尊敬の念とをいだいていたのが窺われる。同伝にはさらに、

僕射王儉謂人曰、『北士中覔張緒。過江未有人。不知陳仲弓・黄叔度、能過之、不、耳。』

とあって、恐らくは右の緒の儉に対する態度も影響して、儉が緒の人物を推奨していたことが知られる。これは儉が斉太祖による緒の右僕射任命をとどめた以前のことと考えられる。一方、前記南史張緒伝の儉が緒の人物を賞したことを示唆

する記事は、明かに倹が緒の右僕射任命をとどめた後のことである。また、倹と緒とが個人的に不和であつたことは史料的に考えられない。従つて、倹が緒の右僕射任命をとどめた際、そこに倹の緒に対する個人的反感が存したとは考え難く、倹はむしろ貴族的教養をもつものとして緒の人物を推奨していたとすべきであろう。

こうした事実を、王倹が貴族勢力の代表者であると同時に、貴族の官達上の伝統的優秀性に関する代弁者ともいうべきものであつたこと、[43] 及び、中正として長沙王晃と人事について争つた前述の記事に窺われるように、張緒が王畿揚州に蟠居する江東豪族の勢力を代表すべき人物でもあつたこと、とあわせ考えると、倹が斉太祖による緒の尚書右僕射任命に反対したのは、個人的な感情の対立などからではなく、皇帝が江東豪族諸氏の主領たちをその貴族的教養の高さを以て重挙することに対する貴族側の脅威—対立感のたまたまの露呈と解さねばなるまい。

右の見解を別方面から証するものとして、王倹の徐孝嗣に対する態度を考えて見よう。

南史巻十五徐孝嗣伝を見ると、

尚書令王倹謂人、曰、『徐孝嗣、將來必爲宰相。』転御史中丞。武帝問倹曰、『誰可継卿。』倹曰、『聞東都之日、其在徐孝嗣乎。』

とある。そこには王倹が徐孝嗣の尚書令への官達の蓋然性を認め、むしろその達成に努力していることが知られる。ところが、この徐氏の家系は本来決して貴族ではなく武人であつたのである。蓋し東晉南朝において、貴族集団を構成する各家の盛衰は甚だしかつたが、かつて貴族でなかつた北姓武人—在地豪族的性格を有せぬ—の子孫が累世要官職にあつた際、その一部が貴族化している。この徐氏はまさにその一例である。[44]

江東豪族張氏の主領（的人物）張緒の右僕射任命をとどめた王倹が、一方では、寄生（文人）官僚貴族化した家系に属する徐孝嗣の尚書令就任へのみち—その過程に僕射就任を含むのはもとよりである—をひらくべく努力したことは、右僕

射任命に関し、倹のとるべき態度が、その属する社会集団によつて相違したことを示しているが、これは右述の見解をささえるに足るもの[45][46]があろう。

以上見たところから、貴族が高官職をえた、あるいはそれをうべき江東豪族諸氏の主領たちに対立感をもつていたこと、さらに、その対立感が貴族の寄生官僚的性格と江東豪族諸氏の主領たちの在地豪族的性格との相違に淵源することが察せられよう。

こうした見解が正しいとすれば、貴族の江東豪族諸氏の主領たちへの対立感は、本来貴族の豪族諸氏の主領たちへの対立感の一つに過ぎないのであるが、それが貴族の他地域豪族諸氏の主領たちへの対立感に比し特徴的なほど強かつたかどうかということになると、決定すべき史料に乏しい。しかし、次の理由によつて、一応それが特徴的な強さを示していたとしてよいのではなかろうか。

すなわち、第一には、江東豪族の就任した高級官職の量と質とが極めて大であつたことである。前述した東晉成立前後における江東豪族諸氏の主領たちの行動と、張緒が中正として長沙王晃に対しとつた態度とから、江東豪族諸氏の主領たちの間にある程度の連繋があり、かれらは一つの有機体的性格をもつていたことが窺われるが、そうしたかれらの就任した高級官僚の量と質とが、他地域の全豪族（諸氏の主領たち）のそれにこえたことである。第二には、江東が地理的な特殊性を占めていたことである。前にふれたように、当時各州鎮の独立的性格は極めて強く、従つて、資治通鑑宋孝建元年の条に、「初め、晉氏南遷するや、揚州を以て京畿と為す。穀帛の資する所、皆、焉に出づ。云云。」とあるが[47]、貴族の依存する建康朝のよつて立つところは、極言すれば揚州だけであつたといえる。ところが、こうした揚州とくにその中核をなす三呉を中心に在地豪族勢力をはり、その地方要官をほぼ独占したものがまさに江東豪族（諸氏の主領たち）であつたことである。

ところで、貴族は江東豪族（諸氏の主領たち）の官職就任をすべて排しようとしたものでなく、たとえそのようなことをくわだてても成功の可能性は無い。かえつて貴族が江東豪族（諸氏の主領たち）の官達を促進すべく皇帝に奏請した記事さえも往々見うけられる。それならば、貴族の官職独占の意図はどこを限界としたのであろうか。

顔氏家訓涉務篇に、

晉朝南渡、優借士族。故、江南冠帶、有才幹者、擢爲令・僕以下尚書郎・中書舍人已上、典掌機要。云云。

とある。当時「尚書は万機の本なり。」（資治通鑑巻一百三十四宋昇明元年の条）といわれているが、宰相の官は主として尚書省の長官（録尚書事・）尚書令であつた。尚書僕射は官制上その次官にあたるが、現実には僕射は単なる尚書省の次官という以上に大きい権限を有し、李俊氏のごときは尚書令に僕射を併せて宰相と称している程であり、梁代には単なる僕射で宰相の任にあたる者さえも生じている。かくて、令・僕ともに権勢をふるつたが、とくに注意すべきはそれらが百官の人事権すなわち、百官の選用・監督・考課・懲罰の権能を有したことである。[48] 従つて貴族にとりそれら諸官の独占はもつとも望むところであつたとしなければならない。

さきに、貴族の尚書僕射独占欲が強かつたこと、及び江東豪族諸氏の主領たちが斉太祖のときまでそれに就任することのなかつたのを述べた。そこには当然貴族がその長官（録尚書事・）尚書令独占欲を強く有したことが考えられるが、斉太祖のときまで江東豪族諸氏の主領たちがそれに就任することもなかつた。そこには、皇帝・貴族・江東豪族諸氏の主領たちの三者間において、皇帝が貴族の宰相の官独占欲に対し、ある程度までそれに応じたことが窺われるとしてよいのではなかろうか。

ちなみに、宋台の初めて建つたとき、孔靖が尚書令に任ぜられそれを辞した事実がある。その辞退の理由は定かでないが、沈文季は斉世祖の崩後尚書僕射となり、梁武帝の時張充―張緒の子―及び張稷―張緒の従兄弟―も尚書僕射となり、

また梁武帝の時沈約は尚書僕射から尚書令となつた。これらは、皇帝の自主的な任命大権行使が（たとえそれらに十分の顧慮をはらつたとしても）「宰相の官独占をめぐる貴族の伝統と意思と」にこえていたこと、王倹の場合、皇帝が一応貴族による宰相の官独占を認めたとしても、皇帝がその独占に絶対的な永続性を与えたものでなかつたことを物語つている。

当時の中央官庁で尚書省と相並ぶものに中書省及び門下省がある。いまそれらの要官について見ると、

中書省の要官にあつては、官達上、尚書令は中書省の長官中書監の上にあり、また僕射は通常、中書省の次官中書令の上にあつた。中書監と僕射とは互に上下している。中書監に任ぜられた江東豪族は無く、それをめぐる貴族と江東豪族諸氏の主領たちとの直接的対立は遺憾ながらその記事に乏しい。中書令をめぐる両者の対立を見て行くと、宋代中書令に江東豪族諸氏の主領たちの任ぜられることは無かつたが、斉初には張緒がそれに任ぜられている。この時、王倹はすでに右僕射として選を領していたが、これに反対したとは見えない。ところが、前述のように、斉太祖が王倹に中書令緒を僕射たらしめることの可否をきいた際、倹はそれに賛意を表していない。なおこの時倹は左僕射で同じく選を領していたのである。

張緒の中書令就任時、中書令在任中特にその僕射就任を王倹に忌まれたときを通じ、王倹・張緒間の関係に大きい変動があつたとは為しがたい。従つて当時、中書令は尚書僕射にならぶべくもなく、貴族が江東豪族諸氏の主領たちの中書令就任にまでさして反対しなかつたといえるのではなかろうか。なおこうした大勢は以後梁迄同様であつたと考えられる。

侍中は官達上、ほぼ中書令の下にあつた。すなわち、尚書令・僕・中書監・令の下にあつたとしてよかろう。江東豪族諸氏の主領たちの侍中就任は数多く、なかには宋書巻五十三張茂度伝に（「陸）玩自り、（陸）仲元に洎ぶまで、四世侍中と為る。時人、之を金・張二族に方ぶ。」とあるように累世就任したものさえも生じている。ところが、貴族が江東豪族諸氏

の主領たちのそうした就任に反対したことは考えがたいのであり、若干の例を挙げれば、緒はすでに宋末侍中となつているがこれらの就任及び在任自体に対する貴族の圧迫は見えない。また斉初王倹の選を領しているうちに、南人で張瓌と沈文季とが侍中となつたが、王倹（を始めとする貴族）がその就任及び在任を、貴族対江東豪族の問題としてとりあげ、それに直接反対した様子は見受けられない。従つて、侍中も亦貴族と江東豪族諸氏の主領たちとの官職をめぐる対立においてはほぼ中書令と同様のものであつたといえよう。

かくて、貴族は皇帝の自主的な任命大権行使の優越性確立という枠内においてではあるが、少くとも宰相の官に関し江東豪族諸氏の主領たちの就任排除―その独占欲を相当強烈にもち、またそれが斉中期まで一応成功したこと、及びそれが宰相以外の要官までには必ずしも及ばなかつたことが知られよう。

なお、南朝において貴族中第一流のものの子弟の起家は大抵祕書郎・著作佐郎であり、それにつぐ盛族の子弟の起家は、公府及び諸王軍府の佐吏であつた。ところが例えば、張嵊・沈文季は祕書郎に起家し、張稷・陸襄・張率はみな著作佐郎に起家しており、張瓌は褐を江夏王太尉行参軍に解き、張融は新安軍北中郎行参軍となり、張充は撫軍行参軍に起家しているのであるが[49]、こうした蔭叙面で貴族が江東豪族に直接的圧迫を加えたことも無いようである。

(b) 通　婚　上

岡崎文夫博士はかつて、

兎に角も東晉以来北族南族の間に種々の点に於て明白な区別が形式の上に存しているが、その総ての形式を通じて北族南族の間に通婚しないと云う関係は、社会上互に融和しない根本的な要因と認めて差支ないであろう。此関係が東晉の時以来明白であるとすれば、これ実に南朝の貴族制を造り上げる最も重要な要因と認めねばならぬと思ふ。

とされている[50]。ここで問題とされた北族南族とは東晉南朝における北人南人それぞれの上層部を指すとすべきであろう。

またここでいう社会上の区別とは、その対立と相応ずるものとしなければならぬであろう。

このように博士は社会的な両者の「区別―対立」が政治的な貴族制をうみだすものとされている。以下それについて再検討して見たい。

後漢末以来、中原から陸続として江南来住者があつたが、早期渡江者は遅くとも呉国滅亡頃までには完全に南人と融和し南人となつている。[51] その際、当然南北人の通婚を生じたことが想像されるが、はたして、呉志巻十三陸抗伝の注に、

文士傳曰、陸景母、張承女、諸葛恪外生。云云。

とある。この陸景は江東豪族陸氏の一人で陸機の兄である。一方、張承は彭城の人で漢末揚土に難をさけ孫氏に仕えた張昭の子である。諸葛恪は浪邪陽都の人で漢末に乱を江東にさけ孫氏に仕えた諸葛瑾の子である。かくて孫呉時代江東における南北人の通婚が南北の習俗・慣習などの相異という障碍をこえて行われたことが窺われよう。なお、孫呉時代、南北人の政治的対立は極めてうすかつたといえよう。[52]

次に、晉書陸玩伝に、王導が陸玩に通婚を求めた有名な記事がある。これは玩の反対で成立しなかつたけれども、導が習俗・慣習上不可能なことを求める筈もない。また玩は右の陸景の一族であり、かつ諸葛恪と王導とは同じく琅邪郡の出身である。これらは、東晉成立前後、南北人の通婚が習俗・慣習上すなわち社会生活上必ずしも不可能視されなかつたのを示唆しているといえよう。なお、王導の通婚申込は、（東晉貴族のありかたが未だ混沌としていたとき、）かれが江東豪族の懐撫という政治的意図を強く含んで行つたものである。[53]

このように見てくれば、南朝において恐らくは南北人の通婚が社会生活上必ずしも不可能でなかつたこと、及び通婚が行われると否とがむしろ政治的理由に基くべきことが窺われるとしてよいのではなかろうか。

ところで、南史巻五十八章放傳に、

初放與呉郡張率、皆有側室懐孕。因指爲婚姻。其後、各々産男女。未及成長、而率亡。遺嗣孤弱。放常贍卹之。及爲北徐州、時有貴族請昏者。放曰、『吾不失信於故友。』乃以息岐娶率女。又以女適率子。時称、『放能篤舊。』

とある。この韋氏は本来京兆杜陵の人で当時移つて襄陽に家していたものである。一方、この張氏は江東豪族のそれである。

こうした事実の存在は、南朝においても南北人の通婚が社会生活上必ずしも不可能でなかつたことを示しているが、それと同時に、「時に称すらく、『放能く旧に篤し。』と。」とあることは、右に見たところから、両者の通婚が不自然でなく行われるような歴史的背景（具体的には政治的背景）が存在したことを示唆しているとしてよいであろう。

今、そうした背景の解明を韋氏のもつ政治的（社会的）性格から試みて行こう。

東晉南朝貴族（制）はつとに封鎖的傾向を内在し、晩来の北人名族を、その父祖のかつての官歴・社会的地位を無視して排斥して行つた。その一端は、晉書巻八十四楊佺期傳に、

楊佺期、弘農華陰人。漢太尉震之後也。曾祖準太常。自震至準七世、有名徳。……（佺期）自云、『門戸承籍。江表莫比。』有以其門地、比王珣者、猶恚恨。而、時人以其晩過江、婚宦失類、毎排抑之。恒慷慨切歯、欲因事際、以逞其志。云云。

とありー王珣は王導の孫ー、宋書巻六十五杜驥傳に、

晩渡北人、朝廷常以傖燕遇之。雖復人才可施、毎爲清塗所隔。（杜）坦以此慨然。嘗與太祖言、及史籍。上曰、『金日磾忠孝滈深、漢朝莫及。恨、今世無復如此輩人。』坦曰、『日磾之美、誠如聖詔。仮使、生乎今世、養馬不暇。豈弁見知。』上変色曰、『卿何量朝廷之薄也。』坦曰、『請、以臣言之。臣本中華高族。亡曾祖、晉氏喪乱、播遷凉土。世葉相承、不殞其舊。直以南度不早、便以荒傖賜隔。日磾胡人。身爲牧圉。使超入内侍、歯列名賢。聖朝雖復拔才、

臣恐未必能也。』上嘿然。

とあるに窺われよう。

そのように東晉南朝政権との結びつきのおくれた北人名族のとつた途の一として、在地豪族化（あるいは在地豪族的性格の持続）が考えられる。

今、まずそれを右の杜氏について見ると、杜坦・杜驥兄弟の高祖は有名な杜預であり、旧来京兆杜陵の名家であるが、杜坦の時、宋の高祖に從つて始めて南遷し、宋の元嘉中、青・冀二州刺史などに任ぜられている。この杜氏が南朝貴族となりえなかつたのは右に引いた記事に明かである。ところが、宋書巻八十七殷琰傳に、

會晉安王子勛反。即以琰督予・司二州・南予州之梁郡之諸軍事・建武將軍・予州刺史。……琰家累在京邑。意欲奉順（明帝）。而士人前右軍參軍杜叔寶等、勸琰同逆。琰素無部曲。門義不過數人。無以自立。受制於叔寶等。叔寶者杜坦之子。既土豪鄉望、内外諸軍事、並專之。云云。

とあつて、その子孫が在地豪族的性格を有していたことを示している。

韋氏の場合もまさに同様で、梁書巻十二韋叡傳に、

韋叡、字懐文。京兆杜陵人也、自漢丞相賢以後、世々爲三輔著姓。祖玄避吏、隱於長安南山。宋武帝入關。以太尉掾徵。不至。伯父祖征、宋末爲光禄勲。父祖歸、寧遠長史。祖征累爲郡守。云云。

とあるが、韋叡の一族は襄陽を中心に僑居していた。この韋氏の土地経営の実情などは不明であるが、

第一に、南史巻五十八韋闡傳に、

闡爲建寧縣。所得俸禄百餘萬。還家、悉委伯父処分。鄉里宗事之。

とあり、梁書韋叡傳に、叡が雍州の刺史となつた際、

叡於故舊、無所遺惜。士大夫年七十以上、多與假板縣令。郷里甚懐之。

とあつて、同族同郷人との間に相当の緊密性のあつたことが窺われること。

第二には、梁書（巻十二）韋愛傳に、韋愛が雍州刺史蕭衍、すなわち後の梁武帝の挙兵に応じた時のことを記し、

義師之起也、以愛爲壯武將軍・冠軍南平王司馬、帶襄陽令（愛の家は襄陽に在り）。時京邑未定。雍州空虛。魏興大守顔僧都等、拠郡反。州内驚擾。……愛沈敏有謀。素爲州里信服。乃推心撫御。曉示逆順。兼率募郷里、得千餘人。與僧都等、戦於始平郡南。大破之。百姓乃安。

とあつて、韋氏がその生活の本拠地に前述のような軍事的機能の発揮力を有したのが知られること。

第三に、先にふれたように、叡が雍州刺史となり、愛が襄陽令となつた事実がある。これが前述の本籍地（僑地）地方長官就命の例であること。

第四には、叡は極めて有能の武人であつたが、その子放以下武人としてあらわれたものが数多いこと。

第五に、この韋氏が呉郡張氏以外のどのような家系のものと通婚の事実があつたかというと、杜幼文・杜惲・王愔・柳仲礼の四家系が知られる。杜幼文は叡の外兄で、その父杜驥は在地豪族杜氏の主領的人物ともいうべきものである。杜惲は南史（巻五十八）韋叡傳に「時に、叡の内兄王愔・姨弟杜惲、並びに郷里に盛名あり。」とあつて、王愔とともに在地豪族の主領的性格を有したことが察せられるが、恐らくは杜驥と同族であろう。柳仲礼は韋粲の外弟であるが、これは当時の雍州の大豪族柳氏中の一人である。このように通婚の相手が（張氏を除いても）すべて在地豪族の主領的性格の持主であつたと考えられること。

以上述べた五点は、何れも王・謝両氏を始めとする貴族に南朝では殆んど見られないところである。かくて右の京兆の韋氏は在地豪族的性格を濃厚に有し、貴族と明かに一線をひくべきもの（非貴族）であつたことを示しているのである。

かくて、南北人（上層部）間の通婚が当然のこととして行われた際、それが「非貴族間であること」「在地豪族間であること」という枠内にあつたことが推定される。

ところで、南北人（上層部）間の通婚例として、他に北人戴顒家と南人張邵家とのそれがある。この戴氏は元来譙郡の人で当時移つて会稽にいたものである。同氏は北人名族中の末端に位していたとしても決して貴族ではない。また同氏に在地豪族的性格があつたかどうか明確でないが、たとえあつたとしてもごく稀薄なものであつたろう、（南史巻七十五戴顒伝）一方、張邵は江東豪族に属する。

また、北人蕭道成家と南人沈文和家との通婚もある。この蕭氏は元来蘭陵郡の人で当時移つて晉陵に寓していたものである。同氏が貴族でないのは明かである。当時の同氏に在地豪族的性格がどの程度あつたか不明であるが、たとえあつたとしてもこれ亦ごく稀薄なものであつたろう（南斉書巻一高帝本紀上）。一方、沈文和は江東豪族に属する。

なお、前者にあつては、戴氏は風雅の家であり、顒自身もまた音律にたくみであり、三呉の将守や会稽郡内の衣冠などからも崇敬を受け、宋の文帝も毎に顒を見んと欲していたという。一方、張氏は音儀の実を以て聞えていた。そうしたことが恐らく張邵家との通婚をもたらした重要な理由となつたであろう。また、後者にあつては、資治通鑑巻一百三十四宋昇明元年の条に、「初め、沈攸之、蕭道成と、大明・景和の間に於いて、同じく殿省に直し、深く相親み善し。道成の女、攸之の子中書侍郎文和の婦と為る。」とある。ところが、こうした経過をもつて生じた通婚に関し、少くとも現存の史料では世人が奇異感を示したとはいい難いであろう。

このように見てくると、南北人（上層部）間の通婚には必ずしも「在地豪族間であること」の枠を必要とせず、「非貴族間であること」の枠こそ絶対的なものであつたと断定されるのである。

この事実を、貴族が江東豪族（に代表される南人）と少くとも原則的に通婚したことがないという事実[41]―岡崎博士の説

かれるところは、まさにこれに該当する—とあわせ考えると、南朝における南北人（上層部）間の不通婚とは、貴族が江東豪族（諸氏の主領たち）との間に自らの政治的優越性を絶対的に保つためにとつた対策の一に過ぎぬと解してよかろう。

かくて、全南北人（あるいはその上層部）の社会的な「区別—対立」に南朝貴族制が生成されたというよりも、南朝貴族の政治的生命の維持、ひいては南朝貴族制の生成維持という点から一部の南北人の不通婚の事態が生じたと解すべきであつて、岡崎博士の説かれるのはその因果関係がむしろ逆であるとすべきではなかろうか。(55)(56)

むすび

本稿で述べようとしたところを要約すると次のようになる。

南朝になると、貴族の政治的優越性はもはやなんらの実質的背景をともなわないものとなり、貴族の優越性は、当時の社会全般の風潮としての貴族的雰囲気の尊重—貴族的教養と伝統とによつてのみ維持されるべきであつた。

こうした貴族に対立するものはいくつかの類型をもつてあらわれて来るが、その一とした在地豪族勢力をもつ豪族がある。

そうした豪族のうち江東に蟠居する江東豪族をとりあげると、その政治的擡頭は南朝国家の維持と関聯して不可避的なものがあつた。またそのもつ貴族的教養と三国以来の伝統とにおいてすくなくとも貴族に匹行するに足るものがあり、貴族的教養の持主であるが故にその政治的擡頭を見る場合さえも生じている。

そうした事態から、貴族が江東豪族とくにその諸氏の主領たちの政治的擡頭に本質的脅威を感じ、それへの対立意識と行動とをもつに至つたことが考えられる。それは官職上だけでなく通婚上にさえもあらわれて来る。（ただし、江東豪族

は南朝貴族の存在を否定し、あるいは自らそれに代ろうとする動きをついに示すことはなかつた。）

南朝において貴族の政治的優越性が独自の基底をもたず、その寄生度がますます濃厚となつたことは南朝貴族自体のもつ弱点であるが、それは延いては南朝貴族制自体のもつ弱点・矛盾ともなつてくるのである。

ところで今迄見て来たのは隆盛期である宋・斉・梁三代の貴族のそれについてであるが、貴族の衰退期である陳代に右の弱点がどのような形であらわれて来るかについては何ら述べるところはなかつた。また、本稿では貴族の政治上における否定的意義だけを強調し、門生・故吏などを擁するものとしての肯定的意義についても述べるところがなかつたが、それらについては機を得て改めて述べたいと思う。(57)

注

(1) 晉書巻七十六王廙伝に

王廙、字世将。丞相導従弟。而元帝姨弟也。

とあるが、この関係は王廙と元帝との間に特別な情宜を生じたことはあつても、王導(及びその子孫)に外戚としての地位と政治的発言権とを与えたことは勿論なかつた。

(2) 拙稿、「東晉成立に至る過程に就いて」(東洋学報第三十三巻第三・四号)参照。

(3) ちなみに、王敦は太寧元年以前にも揚州刺史に任ぜられたことがある。しかしそれが、本稿で述べる王敦の軍事的独裁制の形成に与ることは少なかつたであろう。

また、王敦は建興三年荊・江・揚三州の都督諸軍事に任ぜられている。以後恐らくはその死に至るまで、敦は（少くとも実質的に）その職にあつたとしてよいであろう。

なお、太寧元年十一月に王含が都督揚州江西諸軍事となつているが、これを次述の事態とあわせ考えると、この時以後敦は江西以外の揚州の地の都督諸軍事となつたとすべきであろう。

琅邪王睿は永嘉元年都督揚州江南諸軍事として建康に鎮するに至つたが、そのときまで周馥は都督揚州諸軍事として寿春に鎮していた。睿が都督揚州江南諸軍事となつてから馥は（自動的に）都督揚州江北諸軍事となつたと考えられる。（資治通鑑巻八十六晉永嘉元年七月の条の胡三省注）

刺史と都督との関係に就いては、拙稿、「南朝における対州鎮長官策について(二)」(愛媛大学歴史学紀要第三輯)参照。

(4) 拙稿、「南朝州鎮考」(史学雑誌第六十篇第十二号)参照。

ただし、同稿で州鎮の独立的性格を東晉末期以後としたが、そ

うした性格は今問題としている東晉初期にもほぼあてはまる。それに関しては専論を発表する。

(5) 「晉代の塢主」(東洋史学論集第三)参照。

(6) 晉書巻六十三邵続伝に、翼州刺史邵続が石季龍に擒にせられたとき、元帝が詔を下して、

(前略)其部曲文武、已共推其息緝為営主。続之忠誠、著于公私。今立其子、足以安衆。一以続本位、即授緝、使総率所統。云云。

といい、その子緝をして父の任を継ぎ、その部曲を領せしめたことを伝え、晉書巻一百蘇峻伝には、

徵(歴陽内史)峻為大司農、加散騎常侍。位特進。以弟逸、代領部曲。

とある。そこには皇帝が、塢主の将吏兵衆継承に関し自らの意思を優越的なものとして介入させようとした動きのあつたことが窺われる。さらに、晉書巻八十一劉遐伝に、

遷散騎常侍・監淮北軍中郎将・徐州刺史、假節。代王邃鎮淮陰。咸和元年卒。追贈安北将軍。子肇年幼。成帝以徐州、授都鑒、以郭默、為北中郎将、領遐部曲。遐妹夫田防及遐故将吏迭卞・咸季龍等、不楽他属。共立肇、襲遐故位。以叛。云云。

とあり、ついに遐の一族・故将吏などの叛をまねいてはいるが、そこに皇帝が塢主の死後その兵衆に対する直接的支配権を確立しようとする動きのあつたことさえも感知出来る。

なお、晉書巻六十二祖逖伝に、

(前略)(元)帝、乃以逖為奮武将軍・予州刺史。給千人廩・布三千匹。不給鎧仗、使自招募。仍将本流徙部曲百余家、渡江。

とあり、晉書蘇峻伝に、本文後述のように蘇峻がその私的な(将吏)兵衆の食を県官に仰いだとある。このように皇帝が、たとえその額がわずかであつても、塢主の私的な将吏兵衆に給与し、あるいはかれらがその将吏兵衆の給与を国家機構に依存した場合の存したことが、皇帝に右のような態度をとらせるに与つて力あつたのではなかろうか。

(7) 晉書都鑒伝に

(徐・兗二州刺史都鑒)後以寝疾。上疏遜位、曰、『太常臣(蔡)謨、平簡貞正、素望所帰。謂可以為都督・徐州刺史。臣亡兄息晉陵内史邁、謙愛養士、甚為流亡所宗。又是臣門戸子弟、堪任兗州刺史。云云。』

とある。鑒の死後、都邁が兗州刺史に任命されたかどうか不明であるが、蔡謨は徐州刺史に任ぜられている。ところが、晉書巻七十七蔡謨伝に、

先是、都鑒上部下有勤労者凡一百八十人。帝並酬其功。未卒而鑒薨。断不復与。(徐州刺史蔡)謨上疏、『以為、先已許鑒。今不宜断。且鑒所上者、皆積年勤效、百戦之余。亦不可不報。』詔聴之。

とある。ここに見える「凡百八十人」は当時蔡謨の支配下にあつたものと考えざるをえない。この事実を、蔡謨が鑒の正統的血縁者で無かつたこと、及び前記晉書劉遐伝の記事とあわせ考

えると、たとえ鑒がかつて謨の徐州刺史任命を望んでいたとしても、そこに、皇帝が自らの意思を優越的に働かし塢主鑒麾下の「部下」の直接的支配権を鑒の死を機として一応確立しえたことが示唆されているとして大過無かろう。

この「部下」が鑒の将吏だけかあるいはその兵衆をも含んだものか明かでないが、前者の場合であつても、そこに皇帝が鑒の兵衆の支配権を一応確立したことが示唆されているとしてよかろう。

このことを、郗氏主流が鑒の死去時その官職をついでいないこととあわせ考えると、郗氏主流が鑒の死後、鑒のもつていた兵衆の支配権を殆んどつぎえなかつたとすべきではなかろうか。（邁はもとより郗氏主流ではない。）

（8）東晉時代、京口は北府であつたが、北府兵に関しては傅樂成氏、「荊州与六朝政局」（文史哲学報第四期）参照。

（9）この（中略）の原文は、

欲共奬王室、修復園陵。

である。これは一見愔が武人であるかのごとき感をいだかせる。しかし、本来用武州鎮の長官たるを忌み、また黄老の術を修め邁世の風を有した愔が武人であつたとは為しがたい。なお、この牋の内容は、東晉朝の忠臣でありしかも時機に暗かつた愔が、桓温の中原恢復運動の真意を理解しえず温の出兵に賛同したところに出たものと断ずべきであろう（晉書郗愔伝・晉書郗超伝・拙稿「東晉朝中原恢復の一考察」）参照。

（10）これに関し郗愔伝に、

（愔）勧温并領己所統。転冠軍将軍・会稽内史。

とあるが、愔が己の統べるところを温に領することを勧めたこの文は、愔超伝のそれに関する、前述の記事とあわせ考えると、愔の意に出たというよりもむしろ超の詭計に出でたとすべきであろう。

（11）ちなみに、晉書巻六十七郗曇伝に、

僧施、字恵脱。襲爵南昌公。弱冠、与王綏・桓胤、齊名。累居清顯。云云。

とある。この南昌公の爵は、超が愔に先立つて死した為愔のそれを襲つたものであろう―僧施は超の従弟倹の子で、出でて超の後を嗣いだものである―が、僧施は東晉末誅されて郗氏主流はここに滅んでいる。以後貴族としての郗氏は現われてこない。

（12）増村宏氏、「黄白籍の新研究」（東洋史研究第二巻第四号）・前掲、「東晉朝中原恢復の一考察」参照。

（13）拙稿、「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」（愛媛大学紀要第一輯）参照。

（14）・（15）「六朝門閥の一研究」参照。

なお南朝政界で貴族の個我の自覚が族的結合に優先したことについては拙稿「南朝における皇帝の貴族支配について」（社会経済史学第二十一巻第五・六号）でもふれた。

（16）・（17）前掲、「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」参照。

（18）前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」参照。

(19) 森三樹三郎氏、「六朝士大夫の精神」（大阪大学文学部紀要第三巻）参照。
(20) 前掲、「六朝門閥の一研究」参照。
(21) 「南朝貴族制の起源並に其成立」（南北朝に於ける社会経済制度）参照。
(22) 前掲、「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」参照。
(23) 唐長孺氏、「南朝的屯・邸・別墅及山沢佔領」（歴史研究第三期）参照。
(24) そのことは、㈠本文後述のように、元帝―当時の琅邪王睿―が周氏の蠶盛なのを忌んでいたにもかかわらず、玘の子勰が乱を起して失敗した際、それを機として周氏勢力を削減しえなかつたこと。㈡資治通鑑巻七十七晉永嘉四年の条に、

玘三定江南。睿以玘為呉興太守。於其郷里、置義興郡、以旌之。

とあるが、琅邪王睿の玘に報いることが、他の江東豪族諸氏の主領たちのそれに懸絶していたこと。㈢晉書巻五十八周札伝に、

札（玘の弟）一門五侯、並居列位、呉士貴盛、莫与為比。王敦深忌之。後、筵（札の兄靖の子）喪母。送者千数。敦益々憚焉。云云。

とあること、などから綜合的に判断してよかろう。
(25) 三国時代、江東には中原に対峙して譲らぬ気風があつた（岡崎文夫博士、魏晉南北朝通史）。呉滅亡後もしばらくはそうした気風が強かつたことが考えられる。例えば晉書巻五十四陸機伝に見える機の弁亡論中に、

爰、及中葉、天人之分既定。故百度之缺粗修、雖醲化懿綱、未齒乎上代、抑其体国経邦之具、亦、足以為政矣。地方幾万里、帯甲将百万。其野沃、其兵練、其器利、其財豊。東負滄海、西阻険塞。長江制其区宇、峻山帯其封域。国家之利、未見有弘於茲者也。借使守之道、御之有術、敦率遺典、勧人謹政、循定策、守常険、則可以長世永年、未有危亡之患也。云云。

とある。弁亡論は機が入洛前江東において作つたものであり、その内容は孫氏時代のことが中心となつているが、そこには機が「江東を中心とする呉の旧域」に名君主が出れば、以て中原に対抗しその独立を完うしうべき可能性を十分に有するとしたことがくみとれる。また岡崎博士は、弁亡論の右の文を引き、「右陸機の言を借れば、呉は実に其庸主孫皓によつて亡びた。若しくは呉の名族は孫皓を見捨てたことによつて呉の滅亡を来したと云つて差支あるまい。」としておられる（魏晉南北朝史）が、弁亡論を通じ、江東豪族諸氏の主領たちの中原（人士）に対する劣等意識はまつたく感じられない。

こうした事実は、本稿の見解と矛盾するようであるが、実は西晉末・東晉始の交、そうした傾向は殆んど消えうせ、むしろそれと反対の現象を生じているのである。

今、それについて見るに、晉書巻三十八張華伝に、

初、陸機兄弟、志気高爽。自以呉名家。初入洛、不推中国人士。

とあつて、弁亡論の著者陸機が中原人士に譲らぬ気概をもつていたことが知られる。ところで、文選楽府詩、謝平原内史表は機が約十年間、中原で活躍したのち作つたものであるが、そこ

で機は、

臣本出自敵国。世無先臣宣力之效。才非丘園耿介之秀。皇沢広被、恵済無遠。擢自羣萃、累蒙栄進。入朝九載、歴官有六。身登三閣、官成両宮。服冕乗軒、仰齒貴游、振景抜迹、顧邈同列。施重山岳、義足灰没。

といっている。平原内史は僅か第五品であり、しかもこの任命さえもかれを重んじた成都王穎の努力によりとくに実現を見たものであるが、右の表には、たとえその文の性質による謙遜の意が含まれていたとしても、もはや三国時代の呉士や中原に至つた始めのかれが懐いたような、中原人士と対峙して譲らぬ気概は見られない。これを本文に引いた晉書陸機伝の記事とあわせ考えると、中原において終始江東豪族を代表する人物であつた機が（もはや江東独立などを考えることなく）皇恩に感謝し、晉朝に江東平和維持の望みを托するに至つたことは明かであろう。

さて、晉書陸玩伝に、

（A）時王導初至江左、思結人情、請婚於玩。玩対曰、『培塿無松柏、薰蕕不同器。玩雖不才、義不能為乱倫之始。』導乃止。玩嘗詣導食酪、因而得疾。与導牋曰、『僕雖呉人、幾為傖鬼。』（B）其軽易権貴、如此。

とある。陸玩は陸機の従弟で、睿渡江前後すでに江東豪族の代表的人物の一人であり、周玘・顧栄などの死後江東豪族を代表する人物となつたものであるが、（A）の文章からだけであれば、貴族よりも江東豪族諸氏の主領たちが社会的評価において

優つていたことを示しているとも考えられる。しかし、（B）の記事があつて、そこに王導が権貴であるという前提が存していたことが窺われる。従つてこれは、全体として、王導が権貴であつたこと、すなわち官職上だけでなくその社会的評価においても貴族が江東豪族に優つていたこと、及び陸玩が暗々のうちにそれを認め、それに対する反撥として王導を軽易しようとしたことを示すとすべきであろう。ところで右の玩の心情は、その裏を返せば貴族に対し江東豪族が劣等感を有したことを示唆するといえようが、そのことは同伝に、

尋而王導・郗鑒・庾亮相継而薨。朝野咸以為三良既没、国家殄瘁。以玩有徳望、乃遷侍中。……玩既拜。有人詣之。案盃酒。瀉置柱梁之間。咒曰、『当今乏材、以爾為柱石。莫傾人梁棟邪。』玩笑曰、『戢卿良箴。』既而歎息。謂賓客曰、『以我為三公。是天下為無人。』談者以為知言。

とあつて、玩が王導・郗鑒・庾亮などの貴族に劣等感を懐いていたこと、により確認されるであろう。

ちなみに、晉書巻七十五王忱伝に、

忱、字元達。弱冠知名。与王恭・王珣、俱流誉一時。歴位驃騎長史。嘗造其舅苑宰。与張去相遇。宰使与玄語。玄正坐斂衽、待其所発。忱竟不与言。玄失望便去。宰譲忱曰、『張玄呉中之秀。何不与語。』忱笑曰、『張祖希欲相識、自可見詣。』宰謂曰、『卿風流儁望。真後来之秀。』忱曰、『不有此舅、焉有此甥。』既而宰使報玄。玄束帯造之。始為賓主。

とある記事を引いて、通常、東晉中期ごろ貴族の南人名族に対

する（社会的）優越も亦、南人名族に認められるに至つたことが説かれている。しかし、以上の考察が正しいとすれば、「貴族の江東豪族諸氏の主領たち―南人名族の中核をなす―への優越」を江東豪族諸氏の主領たちが認めたのは、東晉中期よりさかのぼり、すでにおそくとも琅邪王睿渡江時にあつたとしなければなるまい。

(26) 琅邪王睿の安東将軍就任前から永嘉四年まで、周馥が鎮東将軍として寿春に鎮していた。

安東の軍号より鎮東の軍号が上位にあるとはいえ、元来睿が安東将軍として建康に鎮するに至つた理由の一が東海王越―西晉朝の実権をにぎつていた―の旨を奉じて周馥の江東における勢力を奪取するにあり（「東晉成立に至る過程に就いて」・注(3)）、しかも越に対峙した馥は次第に孤立化の傾向にあつたと考えられるのである。かくて、睿がその渡江時から、実質的に、西晉朝の江東統治に関する最高官であるという見解は鎮東将軍周馥の存在によつて否定されることは無かろう。ちなみに、陳敏討滅のころ、東海王越と馥との間には未だのちに見るような露骨な対立は無かつたとしてよかろう。

(29) 前掲、「南人と北人」・岡崎文夫博士、「六代帝邑攷略」（南北朝に於ける社会経済制度）参照。

(28) 前掲、「東晉成立に至る過程に就いて」参照。

(29) 岡崎文夫博士が陸機の弁亡論を引き「呉は実に其庸主孫皓によつて亡びた。若しくは呉の名族は孫皓を見捨てたことによつて呉の滅亡を来したと云つて差支あるまい。」と述べられたことについては先にふれたが、呉国最後の皇帝孫皓が江東豪族を圧迫し（宮川尚志氏、「三国呉の政治と制度」（史林第三十八巻第一号））その為江東豪族がかれから離反し、天紀四年、西晉軍の大挙南下するや、翼ぐ者あるなしといわれていることも、あわせて注意すべきであろう。

(30) 前掲、「南朝的屯・邸・別墅及山沢佔領」参照。

(31) 宋初、皇帝による江東豪族の弾圧があつたが、これはまつたく一時的なものであつた。

(32) 晉書巻七十六虞譚伝・晉書巻七十八孔愉伝・晉書巻七十八孔安国伝、前掲「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」参照。

(33) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配について」参照。

(34) 「南朝之北士地位」（輔仁学誌第十二巻、第一第二合期）参照。

(35) ちなみに、呉志巻十一朱治伝に、

（前略）然、公族子弟及呉四姓、多出仕郡。郡吏常以千数。治率一年、一遣詣王府。所遣数百人。毎歳時、献御。（孫）権答報過厚。

とあつて、孫呉時代、江東豪族が揚州（その他の）郡吏として勢をはつていたことを示している。それは同時に、「江東豪族による揚州の高級官僚の人的独占」の傾向の存在を示唆しているとしてよかろう。呉の滅亡にあたり、晉書巻三武帝本紀太康元年月の条に、

其牧守已下、皆因呉所置。

とあるが、以後も、江東豪族による揚州の高級官僚独占の傾向

は、当時の大勢から見て強かつたとしてよかろう（浜口重国博士「所謂隋の郷官廃止に就いて」〔加藤博士還暦記念東洋史集説〕）

(36) なお、当時江南において分異の風が強かつた（守屋美都雄氏、「南人と北人」〔東亜論叢第六〕）が、そのことは必然的に、江東豪族中経済的に寄生官僚的性格をもつものを生じて来たであろう。しかし、それは本稿で問題としている江東豪族の在地豪族的機能の存在を否定すべき性質のものでは勿論ない。

(37) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配について」。

(38) 李俊氏、「中国宰相制度」参照。

(39) 尚書令（録尚書事を含む）に関する本文の比率は左の区別に基いた。

宋代
貴族
王弘・何尚之・袁粲・褚淵・王僧虔
帝族
彭城王義康・江夏王義恭・建平王宏・西陽王子尚・建安王休仁・劉秉
非貴族
徐羨之・傅亮・柳元景

斉代
貴族
褚淵・王儉・王晏・徐孝嗣・王亮
帝族
予章王嶷・竟陵王子良・蕭鸞・蕭顯冑
非貴族
柳世隆・蕭懿

梁代
貴族
王亮・謝朏・王瑩・袁昂・何敬容・謝挙
帝族
南康王会理・東平王恪
非貴族
沈約・王僧弁・陳覇先

(40) これに関しては別に専論を発表する。

(41)・(42) 貴族的教養の内容に関しては、前掲、「六朝士大夫の精神」参照。

(43) 注（46）の記事参照。

(44) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配について」参照。

(45) 梁書巻二十一張充伝に、

武帝、嘗欲以充父緒為尚書僕射。訪於（王）倹。倹対曰、『張緒少有清望。誠美選也。然、東士比無所執。緒諸子又多薄行。臣謂此宜詳択。』帝遂止。先是、充兄弟皆軽俠。充少時、又不護細行。故倹言之。

とあり、そこには倹が張緒の右僕射就任に反対した理由二をあげ、緒が貴族的教養を有したとしても、南人である故に右僕射にすべきでないということ、とならんで、緒の諸子が薄行であることを挙げている。しかし、本文の以上の考察に大過無しと

すれば、少くとも王倹にとり、前者のもつ重要性の決定的に大であつたのは言をまたない。

(46) ちなみに、当時王倹と併称される貴族の代表者は褚淵であるが、南斉書張緒伝中本文に挙げた記事では、淵が張緒の右僕射任命に必ずしも反対とうけとれぬ言を発している。(この文を(A)とする。) これは一体どのように解すべきであろうか。南斉書張緒伝にはさらに、

案、建元初、中詔序朝臣。欲以右僕射、擬張岱。褚淵謂、『得此過優。若別有忠誠特進升引者、是一理。仰由裁照。』詔更量。

とあり、(この文を(B)とする。) 続いて、

説者既異。今、両記焉。

とある。

斉初、貴族の代表的人物が江東豪族張氏の主領(的人物)の右僕射任命をとどめたことが二度あつたと考えられないでもないが、むしろそうした事件は一度であり、しかも伝聞の際、(A)・(B)の二つが生じたとすべきであろう。(張岱の右僕射任命も実現しなかつた。)

今、一応(A)の記事を正しいとして論を進めて行くと、江東豪族張氏の主領(的人物)の右僕射任命に関し、王倹に問題はないが、褚淵が(B)とちがう態度をとつていることが注目される。

ところで、

㈠ 倹と淵とは当時相和して貴族勢力の確立にあたつていた。

㈡ 南斉書張緒伝に、

(張緒)嘗与客閑言、『一生不解作諾。』時、袁粲・褚淵秉政。有人以緒言、告粲・淵者。即出緒為呉郡太守。緒初不知也。

とあつて、褚淵が強いて右僕射に推すほどの好意を張緒に懐いていたとは考えがたいことを示唆している。(ちなみに、さきに本文で袁粲が張緒を貴族的教養をもつ人物として称揚したことを述べたが、右の出来事はそれからのちのことである。)

㈢ 南斉書巻四十四沈文季伝に、

太祖賞之(沈文季の兄の子昭略を指す)。及即位、謂王倹曰、『南士中有沈昭略。何職処之?』倹曰、『臣已有擬。』奏転前軍将軍。上不欲違。可其奏。

とあり、南斉書巻二十三王倹伝に、

世祖深委仗之(王倹を指す)。士流選用、奏無不可。

とあるが、太祖・世祖の時代、官僚人事はすべて倹の奏請のままであり、(A)の際も倹の言の用いられるのは予め殆んど確定的であつたといえる。(またこのことは同時に、当時、倹が貴族の官達上の伝統的優越性に関する代弁者ともいうべきものであつたことを意味する。)

㈣ 褚淵の言動で江東豪族の社会身分や官達にふれたものとしては、他に沈文季に関するものが挙げられるだけである。南斉書沈文季伝に、

世祖謂文季曰、『南士無僕射、多歴年。』文季対曰、『南風不競。非復一日。』

とあるが、文季の父慶之は宋の司空とまでなり、文季の起家は秘書郎であり―この意義については後文で述べる―、また当時文季は領軍将軍であつて、右の対話のうちに、文季の官達の蓋然性が僕射に至るべきを窺うことは必ずしも不可能でなく、事実（世祖の崩後、）延興元年、かれは僕射に任命されているのである。

ところが、淵は文季に対し決して許すところがなかつたのであり、南斉書沈文季伝に斉太祖時代のこととして、

司徒褚淵、当世貴望。頗以門戸裁之（沈文季を指す）。文季不為之屈。……遂言及虜動。淵曰、『陳顯達・沈文季、当今将略。足委以辺事。』文季諱称門。因是、発怒。啓世祖曰『褚淵自謂、「是忠臣。」未知、身死之日、何面目、見宋明帝。』世祖笑曰、『沈率醉也。』云云。

とある。

右四項から、淵は（（B）の場合のように）江東豪族としての張氏の右僕射任命をおさえる傾向を有したとする方がむしろ穏当であり、従つて、（A）における淵の記事は不自然であること、及び、もし（A）における淵の行動が史実として正しいとしても、その際の淵の発言は、倹―当時の貴族の官達上の伝統的優秀性に関する代弁者ともいうべき―のそれほどの深刻さと責任とをともなわぬ、帝意に迎合的なものであること、すなわち、（A）における淵の発言から貴族と江東豪族との本質的対立を否定することの出来ないことが理解されよう。

なお、（B）が正しいとすれば、それは当然本稿の論旨とな

んら抵触するところはない。

(47) 揚州州鎮に関しては、拙稿、「南朝における対州鎮長官策について(一)」でもふれた。

(48) 前掲、「中国宰相制度」参照。

なお、一般官僚の任免の場合、その実際の衝にあたるのは吏部尚書であり、ことに黄門侍郎・散騎侍郎以下はその専決であつたが、尚書令・僕が主としてそれ以上の「大選」に参したことについては、宮川尚志氏、「魏晋及び南朝の寒門・寒人」（六朝史研究）参照。

(49) 前掲、「南朝北士之地位」参照。

(50) 前掲、「南朝貴族制の起源並に其成立」

(51) 前掲、「東晋朝中原恢復の一考察」参照。

(52) 前掲、「三国呉の政治と制度」参照。

(53) 注（54）参照。

(54) 王導が陸玩に通婚を申込みことわられたのは、南朝貴族（制）のありかたが明確でなくまだ混沌としていた時期のものであるが、その通婚不成立は以後における貴族と江東豪族との「不通婚」の生起に与るところがあつたとすべきであろう。なお、このことが、以後ことに南朝における貴族と江東豪族との不通婚に関する本稿の見解を否定するに足らぬのは自ら明かであろう。

また、南斉書沈文季伝に、

文季飲酒、至五斗。妻王氏、王錫女。飲酒亦至三斗。文季与対飲。竟日、而視事不廃。

とある。この王錫が琅邪王氏に属するもの（すなわち王弘の子）であるかどうか断定しがたい。もし王錫が琅邪王氏であるとすれば、これは貴族と江東豪族とに通婚の事実があつたことを示している。

以下それを貴族と江東豪族との通婚として見てゆくと、まず通婚前後、沈氏と貴族とにどのような共通の基盤があつたかということが問題となろう。

ところで、㈠沈文季が（琅邪王氏に劣る家系の）褚淵から門戸を以て裁されていること。㈡沈昭略がその官達を王倹―王錫の従兄弟の子―におさえられていること。があり、また、㈢文季の主観・希望の如何にかかわらず、かれに武人的性格が極めて濃厚であつたこと。及び、㈣文季は晩年尚書僕射となつたが、「尚書令王晏常に文季に戯れて、呉興僕射と為す。（文季は呉興出身）云云。」（南斉書沈文季伝）とあること。がある。こうした事実が存する限り、その通婚が共通の基盤の上に成立したとは為しがたい。このことを文季の性格がやや異常であつたこと、及びその妻が酒を飲むこと三斗に至るような常人と異る面をもつ人物であつたこと、とあわせ考えると、この通婚が決して正常のものでなく、そこに「貴族と江東豪族諸氏の主領たちとの通婚が原則的に行われなかつた」ということを否定しえる何物もないことが明かとなろう。

(55) 隋書地理志に、隋以前の江南地方に父子異居の風の盛であつたことが記されている。

魏書巻七裴叔業伝に、

（裴）植、雖自州送祿、奉母、及贍諸弟、而各々別費財、同居異爨。一門数爨。蓋亦染江南之俗也。

という語があつて隋書の記事を裏書きしている。一方、江北では父子・兄弟の同居同財の崩壊を懼れる気風がまだ強く、名家とよばれる家においては、とくに同居同財を重んずる風が顕著であつた。（前掲、「南人と北人」）

ところで、右の裴氏は江北の名家であるが、それにもかかわらず裴植の諸弟が江南の俗に染んだとあるのは、同氏がかつて南朝支配下の襄陽に僑し、南朝に仕えていた為と解すべきであろう。

これは南渡の北人の生活慣習に、南人のそれが自らとり入れられるに至つたことを示唆している。（この反面、南人がその生活、慣習上北人の影響を受けたこともあつた。）

こうした傾向は、南北人通婚に関する本稿の見解を傍証するところがあろう。

(56) 梁書巻三十三劉孝綽伝にも、南北人非貴族間の通婚の記事がある。

(57) ちなみに、当時の用語に「貴」「貴人」「貴族」などが見える。しかし本稿で問題とした「貴族」は、必ずしもそうした当時の用語例から推測される「貴族」のことではない。こうした「貴族」については改めて述べる。

PATRICIANS AND POWERFUL CLANS IN THE SOUTHERN DYNASTIES

By S. OCHI

In the Southern Dynasties, as patricians became the parasitic mandarins, their political superiority no longer had the substantial background.

Namely, the patricial superiority could be maintained only with the respect for the patricial atmosphere — patricial culture and tradition. Againat these patricians, some types of the opposants appeared among whom were the powerful clans with local powers.

For example, the political rise of Chieng-Tong 江東 clans which were influential in Chieng-Tong 江東 was an inevitable evil matter to maintain the Southern Dynasties Sovereignty.

The followed closely after the patricians in their possession of the patricial culture and traditions since San Gao 三国 (Three Dynasties). And there were some cases of their political rise by reason of their patricial culture.

This political rise of Chien-Tong 江東 clans, especially of the chieves of each clans, essentially threatened the patricians and gave them counter feeling and reactions against it.

Their opposing attitude appeared in the fields of public administration and of marriages.

But the Chien-Tong 江東 clans themselves did not come to deny the existence of Southsrn Dynasties Patricians nd were not so ambiit-ionsas to supersede them.